

福島第二原子力発電所3号機平成16年度定期事業者検査工程表

(1/3)

設備名	月 日	平成16年11月				12月				平成17年1月				2月				3月			
		1	10	20	30	1	10	20	31	1	10	20	31	1	10	20	28	1	10	20	31
主要工程	100% 50% 0%	12/2解列																			
原子炉本体						原子炉圧力容器開放 燃料取出								炉内構造物検査他				中操警報制御盤据付・試験			
原子炉冷却系統設備														残留熱除去系蒸気凝縮配管改造工事							
計測制御系統設備						計測制御系統設備								起動領域モニタ設置工事							
燃料設備		燃料設備点検																プロセス・エリアモニタリング設備取替工事			
放射線管理設備						放射線管理設備点検												格納容器雰囲気モニタ取替工事			
廃棄設備						廃棄設備点検															
原子炉格納施設		原子炉格納容器開放																			
非常用予備発電装置						非常用予備発電装置点検															
蒸気タービン		ターニング												蒸気タービン開放				蒸気タービン点検			
その他																		プラントバイタルCVCF(B)取替工事			

1-1

添付資料-1

福島第二原子力発電所 3号機平成 16 年度定期事業者検査工程表

設備名	月	平成 17 年 4 月			5 月			6 月			7 月			8 月				
		日	1	10	20	30	1	10	20	31	1	10	20	31	1	10	20	31
延日数		130	140	150	160	170	180	190	200	210	220	230	240	250	260	270		
主要工程	100%																	
	50%																	
原子炉本体	炉内構造物検査他																	
	CVCF使用前検査																	
原子炉冷却系統設備	中操警報制御盤据付・試験																	
	残留熱除去系蒸気凝縮配管改造工事																	
計測制御系統設備	計測制御系統設備																	
	起動領域モニタ設置工事																	
	プロセス・エリアモニタリング設備取替工事																	
	安全保護系復水器真空度低設定値変更工事																	
	格納容器雰囲気モニタ取替工事																	
	格納容器雰囲気モニタ取替工事																	
燃料設備	燃料設備点検																	
放射線管理設備	放射線管理設備点検																	
廃棄設備	廃棄設備点検																	
	低電導度廃液ろ過器廃止工事																	
原子炉格納施設																		
非常用予備発電装置	非常用予備発電装置点検																	
蒸気タービン	蒸気タービン点検																	
	蒸気タービン組立																	
その他	プラントバイタルCVCF(B)取替工事																	

福島第二原子力発電所3号機平成16年度定期事業者検査工程表

設備名	平成17年9月				10月				11月				12月				平成18年1月							
	1	10	20	30	1	10	20	31	1	10	20	30	1	10	20	31	1	10	20	31				
延日数	280	290	300		310	320	330		340	350	360		370	380	390		400	410						
主要工程	12/13制御棒引抜																12/15並列				1/19総合負荷性能検査			
原子炉本体	原子炉圧力容器・原子炉再循環系水抜き 原子炉仮開放 制御棒シャフリック 燃料取出し 水抜き 原子炉仮閉鎖				原子炉圧力容器・原子炉再循環系水張り				原子炉圧力容器水張り、原子炉仮開放、水張り、使用済燃料プールのDSKの取り出し、水位調整 炉心確認 燃料装荷 原子炉再循環系配管等修理工事、原子炉復旧				起動 調整運転											
原子炉冷却系統設備	原子炉再循環系配管等修理工事				原子炉再循環系配管修理				制御棒駆動機構ベント				原子炉再循環系配管等修理工事干渉物復旧											
計測制御系統設備	計測制御系統設備																							
燃料設備																								
放射線管理設備	放射線管理設備点検																							
廃棄設備	廃棄設備点検																							
	低電導度廃液ろ過器廃止工事																							
原子炉格納施設													原子炉格納容器復旧				原子炉格納容器漏えい率検査 / 復旧							
非常用予備発電装置																								
蒸気タービン																								
その他																								

3号機の定期事業者検査の概要

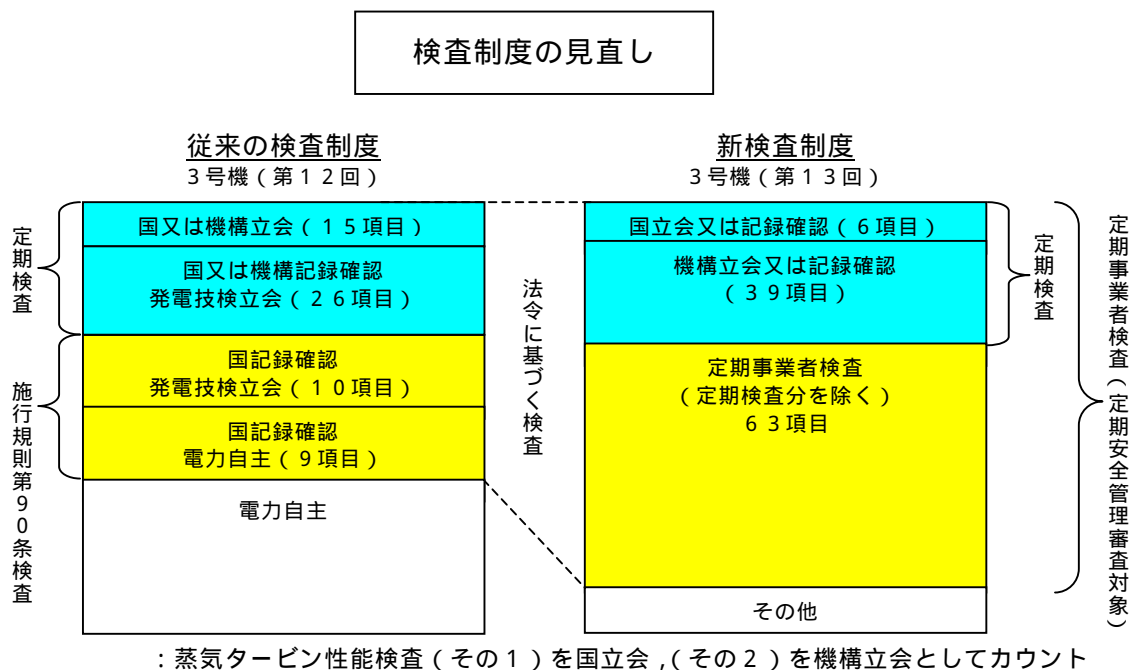
平成15年10月の電気事業法施行規則の施行に伴い、従来、事業者が自主点検として実施していた検査を「定期事業者検査」(電気事業法第55条)として法令で位置づけるとともに、定期的に技術基準への適合性を確認し、その検査の結果を記録・保存することが義務づけられました。

また、従来、国が主体的に実施していた定期検査については、原子力安全・保安院及び原子力安全基盤機構(法令に基づき新たに設置された検査組織、以下「機構」)が、事業者が実施する定期事業者検査について、実施プロセスの適切性及びその結果が技術基準に適合していることを「定期検査」(同法第54条)として立会又は記録確認により確認することとなりました。

さらに、機構は、定期事業者検査の実施に係わる体制について、「定期安全管理審査」(同法第55条)により審査を行うこととなりました。

以下に3号機を例にした従来の検査制度と新しい検査制度における、検査項目数の比較を示します。

新しい検査制度の検査項目数は、法令及び原子力発電所の保守管理規程(JEAC-4209)で要求されているものから3号機では該当する設備がないもの等を除いた検査項目を示してあります。



また、次項の「福島第二原子力発電所3号機第13回定期事業者検査一覧表」に今回3号機で実施する定期事業者検査項目を示します。

なお、検査名は具体的に検査を実施するために作成している定期事業者検査要領書名で記載していますので、前述の検査項目数より多くなっています。

福島第二原子力発電所第3号機 第13回 定期事業者検査一覧表

要領書番号	定期事業者検査名	検査立会区分
2F3-13-1-2B/3B-R	第1種機器供用期間中検査	B
2F3-13-2-2B-燃	燃料集集体外観検査	B
2F3-13-3-1B-燃	燃料集集体炉内配置検査	B
2F3-13-4-1B-燃	原子炉停止余裕検査	B
2F3-13-5-2B/3B-R	第3種機器供用期間中検査	B
欠番	主蒸気安全弁機能検査<対象設備なし>	-
欠番	主蒸気安全弁分解検査<対象設備なし>	-
2F3-13-8-2B-R	主蒸気逃がし安全弁・安全弁機能検査	B
2F3-13-9-2B/3B-M	主蒸気逃がし安全弁・逃がし弁機能検査	B
2F3-13-10-3B-R	主蒸気逃がし安全弁分解検査	B
2F3-13-11-1B-運	主蒸気隔離弁機能検査	B
2F3-13-12-2B-R	主蒸気隔離弁漏えい率検査	B
2F3-13-13-1A-運	非常用ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系, 原子炉補機冷却系機能検査	A
欠番	非常用復水器系機能検査<対象設備なし>	-
2F3-13-15-1B-運	原子炉隔離時冷却系機能検査	B
欠番	原子炉隔離時冷却系機能検査(ABWR)<対象設備なし>	-
欠番	原子炉隔離時冷却系ポンプ分解検査(ABWR)<対象設備なし>	-
欠番	原子炉隔離時冷却系主要弁分解検査(ABWR)<対象設備なし>	-
欠番	高圧注水系機能検査<対象設備なし>	-
欠番	高圧注水系ポンプ分解検査<対象設備なし>	-
欠番	高圧注水系主要弁分解検査<対象設備なし>	-
2F3-13-22-3B-R	残留熱除去系ポンプ分解検査<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-23-3B-R	残留熱除去系主要弁分解検査<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
欠番	高圧炉心注水系ポンプ分解検査(ABWR)<対象設備なし>	-
欠番	高圧炉心注水系主要弁分解検査(ABWR)<対象設備なし>	-
欠番	炉心スプレイ系ポンプ分解検査<対象設備なし>	-
欠番	炉心スプレイ系主要弁分解検査<対象設備なし>	-
2F3-13-28-3B-R	低圧炉心スプレイ系ポンプ分解検査<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-29-3B-R	低圧炉心スプレイ系主要弁分解検査	B
2F3-13-30-3B-R	高圧炉心スプレイ系ポンプ分解検査<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-31-3B-R	高圧炉心スプレイ系主要弁分解検査	B
2F3-13-32-1A-運	自動減圧系機能検査	A
2F3-13-33-1A-燃	制御棒駆動水圧系機能検査	A
2F3-13-34-3B-R	制御棒駆動機構分解検査	B
欠番	制御棒駆動機構分解検査(ABWR)<対象設備なし>	-
2F3-13-36-3B-R	制御棒駆動水圧系スクラム弁分解検査	B
2F3-13-37-1B-運	ほう酸水注入系機能検査	B
2F3-13-38-2B-M1	安全保護系設定値確認検査(その1)	B
2F3-13-38-2B-M2	安全保護系設定値確認検査(その2)	B
2F3-13-39-1B/2B-運1	原子炉保護系インターロック機能検査(その1)	B
2F3-13-39-2B-運2	原子炉保護系インターロック機能検査(その2)	B
2F3-13-39-2B-運3	原子炉保護系インターロック機能検査(その3)	B
2F3-13-39-2B-運4	原子炉保護系インターロック機能検査(その4)	B
2F3-13-39-2B-運5	原子炉保護系インターロック機能検査(その5)	B
2F3-13-39-2B-運6	原子炉保護系インターロック機能検査(その6)	B
欠番	原子炉保護系インターロック機能検査(その7)	-
2F3-13-39-2B-運8	原子炉保護系インターロック機能検査(その8)	B
2F3-13-40-2B-E	燃料取扱装置機能検査<プラント運転中に実施>	B
2F3-13-41-2B/3B-M	プロセスモニタ機能検査(その1)	B
2F3-13-41-2B-施	プロセスモニタ機能検査(その2)	B
2F3-13-42-1B-運	非常用ガス処理系機能検査	B
2F3-13-43-2B-管	非常用ガス処理系フィルタ性能検査	B
2F3-13-44-1B-運	中央制御室非常用循環系機能検査	B
2F3-13-45-2B-管	中央制御室非常用循環系フィルタ性能検査	B
2F3-13-46-1B-運	気体廃棄物処理系機能検査	B
2F3-13-47-1A-運	原子炉格納容器漏えい率検査	A
2F3-13-48-1B-運	原子炉格納容器隔離弁機能検査	B
2F3-13-49-3B-R	原子炉格納容器隔離弁分解検査	B

要領書番号	定期事業者検査名	検査立会区分
2F3-13-50-2B-R	原子炉格納容器真空破壊弁機能検査	B
2F3-13-51-1B-運	原子炉格納容器スプレイ系機能検査	B
欠番	原子炉格納容器スプレイ系ポンプ分解検査<対象設備なし>	-
欠番	原子炉格納容器スプレイ系主要弁分解検査<対象設備なし>	-
2F3-13-54-1B-運	可燃性ガス濃度制御系機能検査(その1)	B
2F3-13-55-3B-R	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-56-1B-運	原子炉建屋気密性能検査	B
2F3-13-57-3B-R	非常用ディーゼル発電機分解検査	B
2F3-13-58-3B-R	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機分解検査	B
2F3-13-59-1B-運	非常用ディーゼル発電機定格容量確認検査	B
2F3-13-60-1B-運	直流電源系機能検査	B
2F3-13-61-1A-運	総合負荷性能検査	A
2F3-13-62-3C-R	原子炉冷却材再循環ポンプ分解検査<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
欠番	原子炉冷却材再循環ポンプ分解検査(ABWR)<対象設備なし>	-
2F3-13-64-3C-R	主蒸気隔離弁分解検査	C
2F3-13-65-1C-M	タービンバイパス弁機能検査	C
欠番	非常用復水器系主要弁分解検査<対象設備なし>	-
2F3-13-67-3C-T	原子炉隔離時冷却系ポンプ分解検査<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-68-3C-R	原子炉隔離時冷却系主要弁分解検査	C
2F3-13-69-3C-R	残留熱除去系熱交換器開放検査	C
2F3-13-70-1C-E	給水ポンプ機能検査	C
2F3-13-71-3C-T	給水ポンプ分解検査	C
2F3-13-72-1C-T	計装用圧縮空気系機能検査	C
欠番	野外モニタ機能検査<対象設備なし>	-
2F3-13-74-1C-施	液体廃棄物処理系機能検査	C
2F3-13-75-1C-M	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(その1)	C
2F3-13-75-1C-施	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(その2)<プラント運転中から実施>	C
2F3-13-76-1C-施	固体廃棄物処理系焼却炉機能検査	C
欠番	固体廃棄物貯蔵庫管理状況検査<対象設備なし>	-
2F3-13-78-2C-M	流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置機能検査(その1)	C
2F3-13-78-2C-施	流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置機能検査(その2)<プラント運転中に実施>	C
2F3-13-79-3C-R	主蒸気隔離弁漏えい率検査(停止後)	C
2F3-13-80-3C-T	給水加熱器開放検査<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-81-2C-M	安全保護系検出器要素性能(校正)検査	C
2F3-13-82-1C-燃	制御棒駆動機構機能検査	C
2F3-13-83-2C/3C-M	主要制御系機能検査	C
2F3-13-84-2C-M1	監視機能健全性確認検査(その1)	C
2F3-13-84-2C-M2	監視機能健全性確認検査(その2)	C
2F3-13-84-2C-M3	監視機能健全性確認検査(その3)	C
2F3-13-84-2C-M4	監視機能健全性確認検査(その4)	C
2F3-13-84-2C-M5	監視機能健全性確認検査(その5)	C
2F3-13-84-2C-M6	監視機能健全性確認検査(その6)	C
2F3-13-84-2C-M7	監視機能健全性確認検査(その7)	C
2F3-13-84-2C-M8	監視機能健全性確認検査(その8)	C
2F3-13-84-2C-M9	監視機能健全性確認検査(その9)	C
2F3-13-84-2C-E	監視機能健全性確認検査(その10)	C
2F3-13-84-2C-施	監視機能健全性確認検査(その11)<プラント運転中から実施>	C
2F3-13-85-1C-R	原子炉建屋天井クレーン機能検査<プラント運転中から実施>	C
2F3-13-86-2C-T	換気空調系機能検査(その1)	C
2F3-13-86-2C-R	換気空調系機能検査(その2)	C
2F3-13-87-2C-R	第2種容器供用期間中検査	C
2F3-13-88-2C-P	炉内構造物検査<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-89-2C-R	原子炉圧力容器検査	C
2F3-13-90-3C-R	原子炉冷却材再循環ポンプ検査	C
2F3-13-91-2C-R	原子炉冷却材再循環系設備検査<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-92-3C-R	原子炉冷却材浄化系ポンプ検査	C
2F3-13-93-3C-R	原子炉冷却材浄化系容器検査<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-94-2C-R	原子炉冷却材浄化系設備検査	C
2F3-13-95-3C-T	原子炉補機冷却系ポンプ検査(その1)	C
2F3-13-95-3C-R	原子炉補機冷却系ポンプ検査(その2)	C
2F3-13-96-3C-R	原子炉補機冷却系容器検査	C
2F3-13-97-2C-T	原子炉補機冷却系設備検査(その1)	C
2F3-13-97-2C-R1	原子炉補機冷却系設備検査(その2)<プラント運転中に実施>	C

要領書番号	定期事業者検査名	検査立会区分
2F3-13-97-2C-R2	原子炉補機冷却系設備検査(その3)	C
欠番	非常用復水器系容器検査<対象設備なし>	-
欠番	非常用復水器系設備検査<対象設備なし>	-
2F3-13-100-2C/3C-T	原子炉隔離時冷却系設備検査(その1)	C
2F3-13-100-2C/3C-R	原子炉隔離時冷却系設備検査(その2)	C
2F3-13-100-2C-M	原子炉隔離時冷却系設備検査(その3)	C
欠番	原子炉隔離時冷却系設備検査(ABWR)<対象設備なし>	-
欠番	高圧注水系設備検査<対象設備なし>	-
2F3-13-103-2C/3C-R	残留熱除去系設備検査	C
欠番	高圧炉心注水系設備検査(ABWR)<対象設備なし>	-
欠番	炉心スプレイ系設備検査<対象設備なし>	-
2F3-13-106-2C/3C-R	低圧炉心スプレイ系設備検査	C
2F3-13-107-2C/3C-R	高圧炉心スプレイ系設備検査	C
2F3-13-108-2C/3C-T	タービンバイパス弁検査	C
2F3-13-109-3C-T	給・復水系ポンプ検査	C
2F3-13-110-3C-T	給・復水系容器検査	C
2F3-13-111-2C/3C-T	給・復水系設備検査(その1)	C
2F3-13-111-2C-M	給・復水系設備検査(その2)	C
2F3-13-111-2C-R	給・復水系設備検査(その3)<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-112-2C-T	原子炉冷却系統設備検査(その1)	C
2F3-13-112-2C-R	原子炉冷却系統設備検査(その2)	C
2F3-13-113-3C-R	制御棒駆動水圧系ポンプ検査	C
2F3-13-114-3C-R	制御棒駆動水圧系容器検査	C
2F3-13-115-2C/3C-R	制御棒駆動水圧系設備検査	C
2F3-13-116-3C-R	ほう酸水注入系ポンプ検査<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-117-2C-R	ほう酸水注入系設備検査<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-118-2C-M	核計測装置機能検査	C
2F3-13-119-2C-E	遠隔停止系機能検査	C
2F3-13-120-2C-M	選択制御棒挿入機能検査	C
2F3-13-121-2C-R	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置検査(その1) <今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-121-2C-E	原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置検査(その2) <今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-122-2C-E	燃料取扱装置検査<プラント運転中に実施>	C
2F3-13-123-3C-R	燃料プール冷却浄化系ポンプ検査<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-124-2C-R	燃料プール冷却浄化系設備検査<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-125-3C-R	非常用ガス処理系ファン検査<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-126-2C-R	非常用ガス処理系設備検査(その1)	C
2F3-13-126-2C-E	非常用ガス処理系設備検査(その2)	C
2F3-13-127-3C-R	中央制御室非常用循環系ファン検査<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-128-2C-R	中央制御室非常用循環系設備検査	C
2F3-13-129-3C-R	気体廃棄物処理系ポンプ検査	C
2F3-13-130-3C-T	気体廃棄物処理系容器検査(その1)	C
2F3-13-130-3C-R	気体廃棄物処理系容器検査(その2)<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-131-2C-T	気体廃棄物処理系設備検査(その1)	C
2F3-13-131-2C-R	気体廃棄物処理系設備検査(その2)	C
2F3-13-132-3C-T	液体廃棄物処理系ポンプ検査(その1)	C
2F3-13-132-3C-R	液体廃棄物処理系ポンプ検査(その2)	C
2F3-13-132-3C-施	液体廃棄物処理系ポンプ検査(その3)	C
2F3-13-133-3C-R	液体廃棄物処理系容器検査(その1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-133-3C-施	液体廃棄物処理系容器検査(その2)	C
2F3-13-134-2C-T	液体廃棄物処理系設備検査(その1)	C
2F3-13-134-2C-R	液体廃棄物処理系設備検査(その2)	C
2F3-13-134-2C-施	液体廃棄物処理系設備検査(その3)	C
2F3-13-135-3C-施	固体廃棄物処理系ポンプ検査	C
2F3-13-136-2C-施	固体廃棄物処理系設備検査<プラント運転中から実施>	C
欠番	原子炉格納容器スプレイ系容器検査<対象設備なし>	-
欠番	原子炉格納容器スプレイ系設備検査<対象設備なし>	-
2F3-13-139-3C-R	可燃性ガス濃度制御系プロワ検査<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-140-2C-R	可燃性ガス濃度制御系設備検査<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-141-3C-R	原子炉格納容器真空破壊弁検査	C
2F3-13-142-2C-R	非常用予備電源装置検査(その1)	C
2F3-13-142-2C-E	非常用予備電源装置検査(その2)	C
2F3-13-142-2C-M	非常用予備電源装置検査(その3)	C

要領書番号	定期事業者検査名	検査立会区分
2F3-13-143-2C-E	無停電電源装置設備検査	C
2F3-13-144-3B-T	蒸気タービン開放検査	B
2F3-13-145-1A-運	蒸気タービン性能検査(その1)	A
2F3-13-145-2B/3B-T	蒸気タービン性能検査(その2)	B
2F3-13-146-2C/3C-T	蒸気タービン設備検査(その1)	C
2F3-13-146-2C-M	蒸気タービン設備検査(その2)	C
2F3-13-146-2C-E	蒸気タービン設備検査(その3)	C
欠番	補助ボイラー開放検査<対象設備なし>	-
欠番	補助ボイラー負荷検査<対象設備なし>	-
欠番	補助ボイラー設備検査<対象設備なし>	-
2F3-13-150-2C/3C-T	安全弁検査(その1)	C
2F3-13-150-2C/3C-R	安全弁検査(その2)	C
2F3-13-151-2C/3C-T	逆止弁検査(その1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-151-2C/3C-R	逆止弁検査(その2)<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-151-2C/3C-施	逆止弁検査(その3)<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-152-2C/3C-T	主要弁検査(その1)	C
2F3-13-152-2C/3C-R1	主要弁検査(その2)<プラント運転中から実施>	C
2F3-13-152-2C/3C-R2	主要弁検査(その3)	C
2F3-13-152-2C/3C-施	主要弁検査(その4)<プラント運転中から実施>	C
2F3-13-153-2C/3C-R	第4種機器供用期間中検査	C
2F3-13-154-2C-E1	電動機検査(その1)	C
2F3-13-154-2C-E2	電動機検査(その2)<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-154-2C-E3	電動機検査(その3)<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-154-2C-施	電動機検査(その4)<プラント運転中から実施>	C
2F3-13-155-2C-T	耐震健全性検査(その1)<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-155-2C-R	耐震健全性検査(その2)<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-155-2C-E	耐震健全性検査(その3)<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-155-2C-M	耐震健全性検査(その4)<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-155-2C-施	耐震健全性検査(その5)<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-156-2C-R	レストレイント検査<今回の定期事業者検査では実施しない>	-
2F3-13-5-3B-R1	第3種機器供用期間中特別検査	B
2F3-13-88-2C-P1	炉内構造物検査の内制御棒駆動機構ハウジングスタブチューブ個別検査	C
2F3-13-88-2C-P2	炉内構造物検査の内炉心シュラウド個別検査	C
2F3-13-159-2B/3C-P	応力改善に伴う原子炉再循環系配管等の非破壊検査	B, C

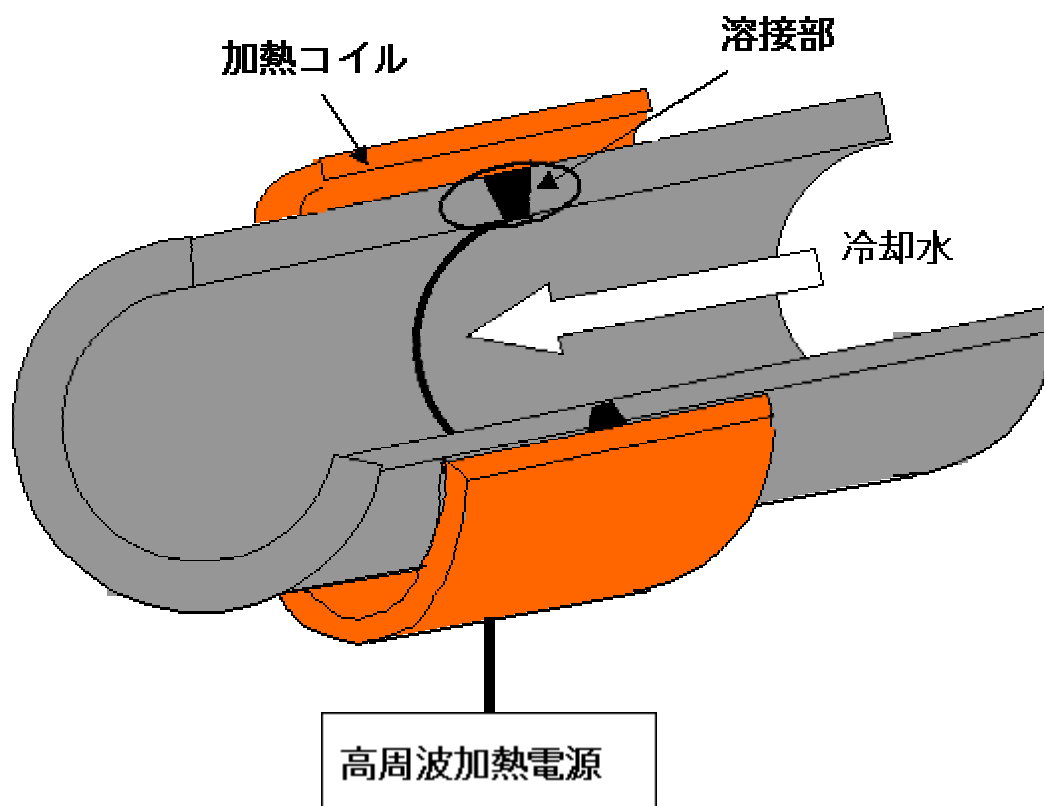
【検査立会区分】

- A : 定期事業者検査のうち、原子力安全・保安院立会又は記録確認検査項目
- B : 定期事業者検査のうち、原子力安全基盤機構立会又は記録確認検査項目
- C : 上記以外の定期事業者検査項目
- ☐ : 対象設備なし又は今回の定期事業者検査では実施しないもの
- 赤字 : 定期安全管理審査の審査対象検査
- : 起動後に実施するもの(一部実施するものも含む)
- : 起動前に実施するもので平成17年12月2日現在終了していない定期事業者検査

【検査件数(検査要領書件数)】

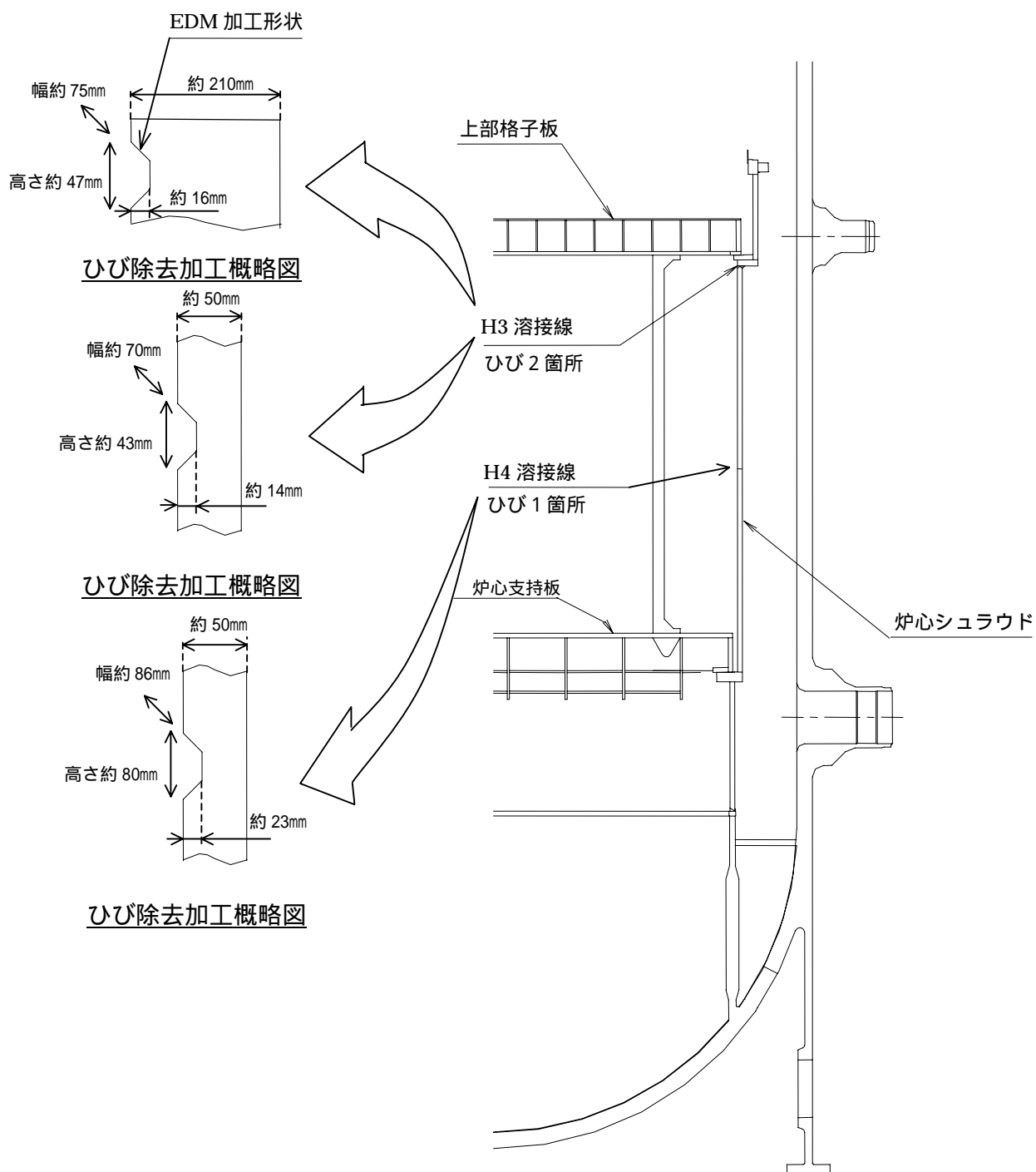
定期事業者検査のうち、原子力安全・保安院立会又は記録確認検査項目	6件
定期事業者検査のうち、原子力安全基盤機構立会又は記録確認検査項目	47件
上記以外の定期事業者検査項目	98件
合 計	151件

: 2F3-13-159-2B/3C-Pについては重複してカウント

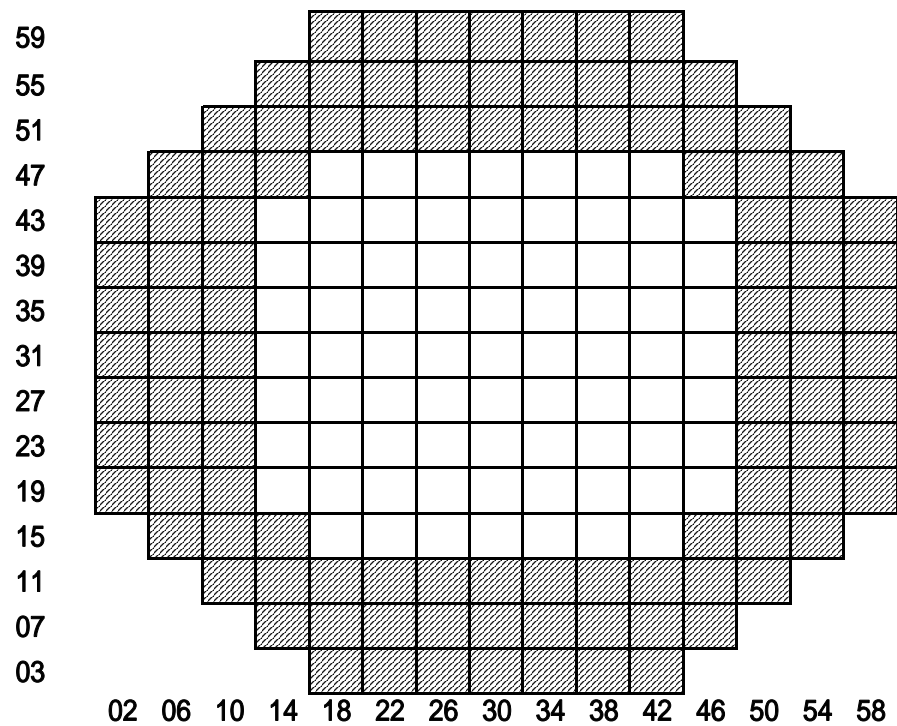


〔高周波誘導加熱応力改善法（IHSI）施工概念図〕

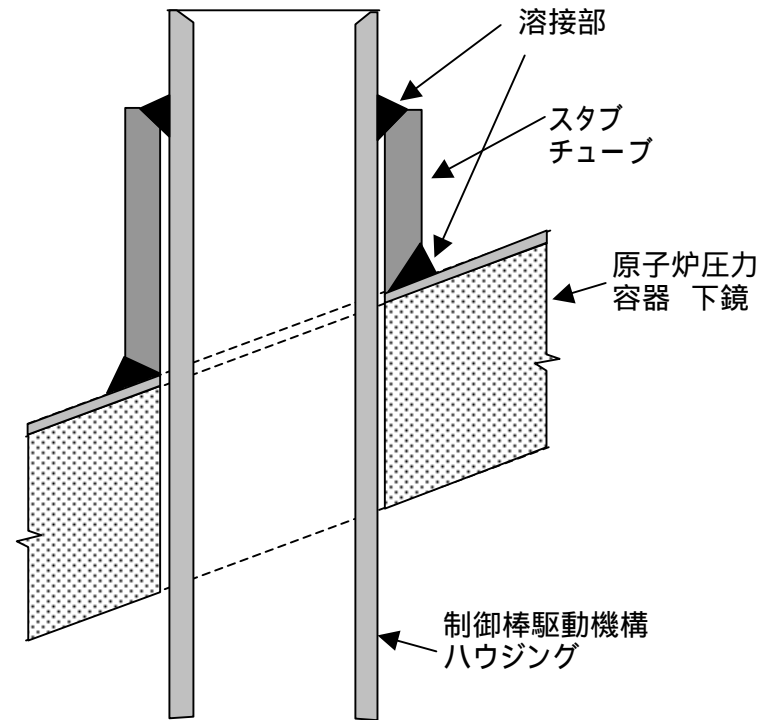
原子炉再循環系配管等修理工事



炉心シュラウドひび除去部



■ 応力改善(ウォータージェットピーニング)対象



制御棒駆動機構ハウジングスタブチューブ溶接部等修理工事

福島第二3号機 中央制御室及びケーブル処理室位置関係図

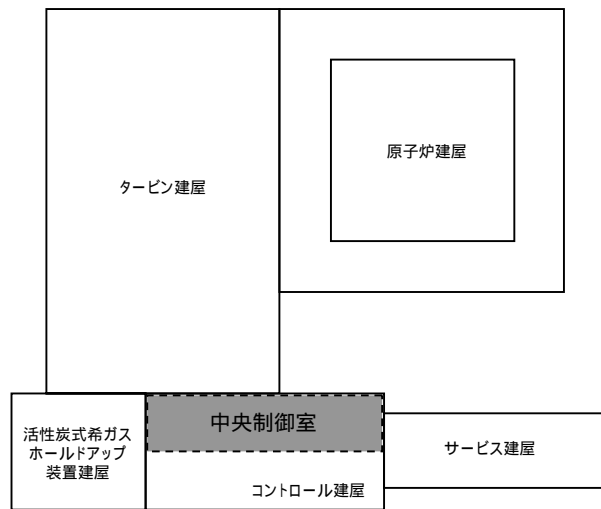


図1、コントロール建屋3階平面図

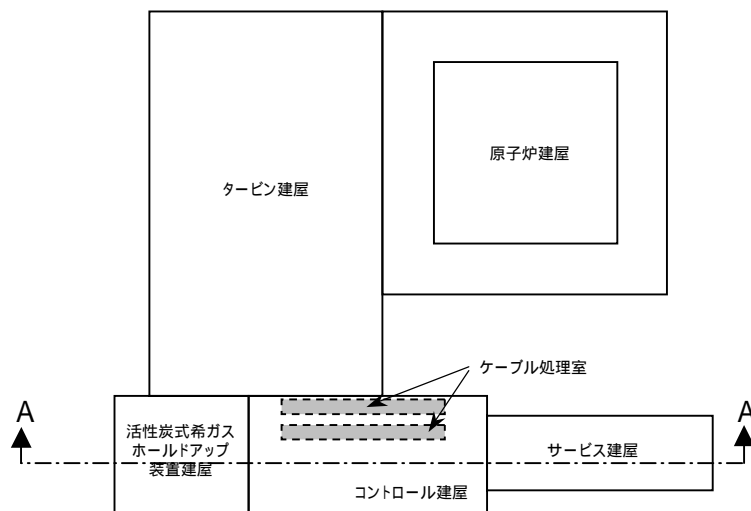


図2、コントロール建屋2階平面図

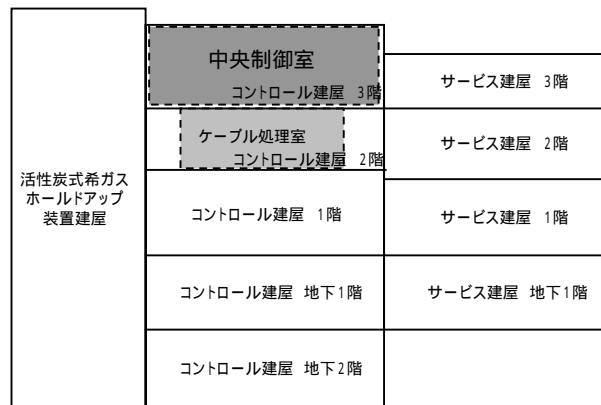
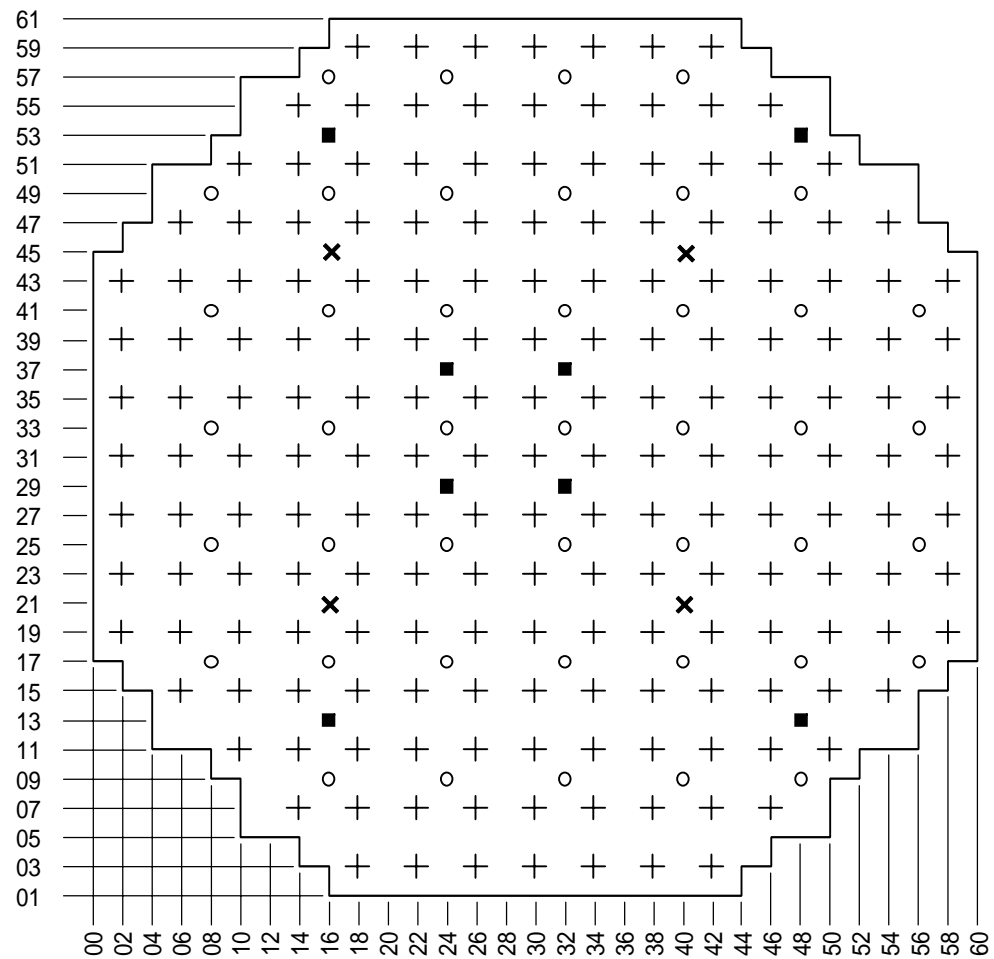
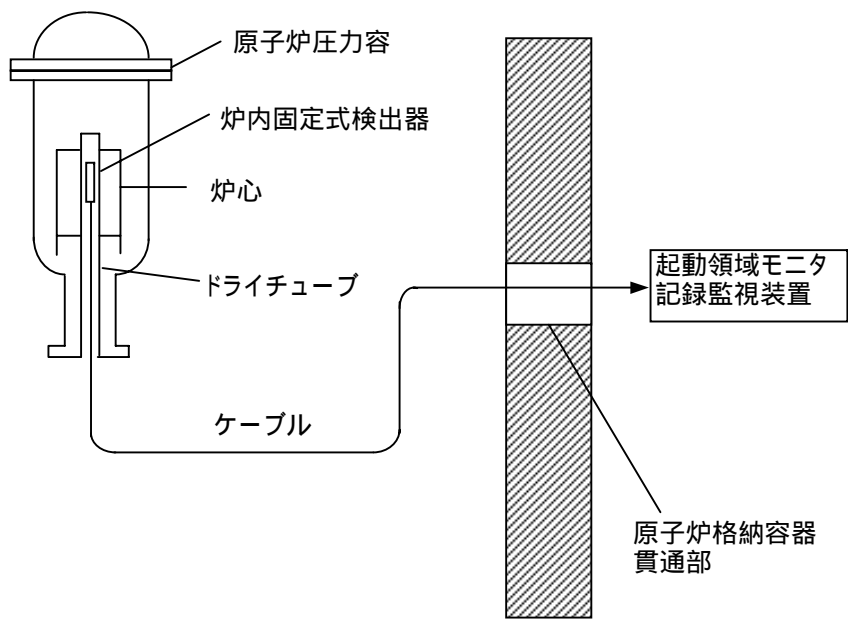


図3、建屋断面図(A-A矢視)



出力領域検出器集合体
 起動領域検出器
 x ドライチューブ(予備)
 + 制御棒

起動領域モニタ(SRNM)設置工事

変 更 前						変 更 後						
名 称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	取 付 箇 所	備 考	名 称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	取 付 箇 所	備 考	個数 ²
燃料取替エリア 排気放射線モニタ	GM管	10 ⁻¹ ~ 10 ³ mR/h	計測範囲内で 可変	原子炉建屋原子炉 棟燃料取替エリア (4チャンネル)	非常用ガス処理系起動信号用の検出器8チャンネルのうち4チャンネルと共用	変更なし	半導体式	10 ⁻³ ~ 10mSv/h ^{*1}	変更なし	原子炉建屋原子炉棟燃 料取替エリア ^{*2} (4チャンネル) 〔監視・記録は中央〕 〔制御室にて行う。〕	変更 なし	4
原子炉建屋換気 系排気放射線モニタ	GM管	10 ⁻² ~ 10 ² mR/h	計測範囲内で 可変	原子炉建屋原子炉 棟換気空調系排気 ダクト (4チャンネル)	非常用ガス処理系起動信号用の検出器8チャンネルのうち4チャンネルと共用	変更なし	半導体式	10 ⁻⁴ ~ 1mSv/h ^{*1}	変更なし	原子炉建屋原子炉棟換 気空調系排気ダクト ^{*2} (4チャンネル) 〔監視・記録は中央〕 〔制御室にて行う。〕	変更 なし	4

注記*1：単位を換算したものである。

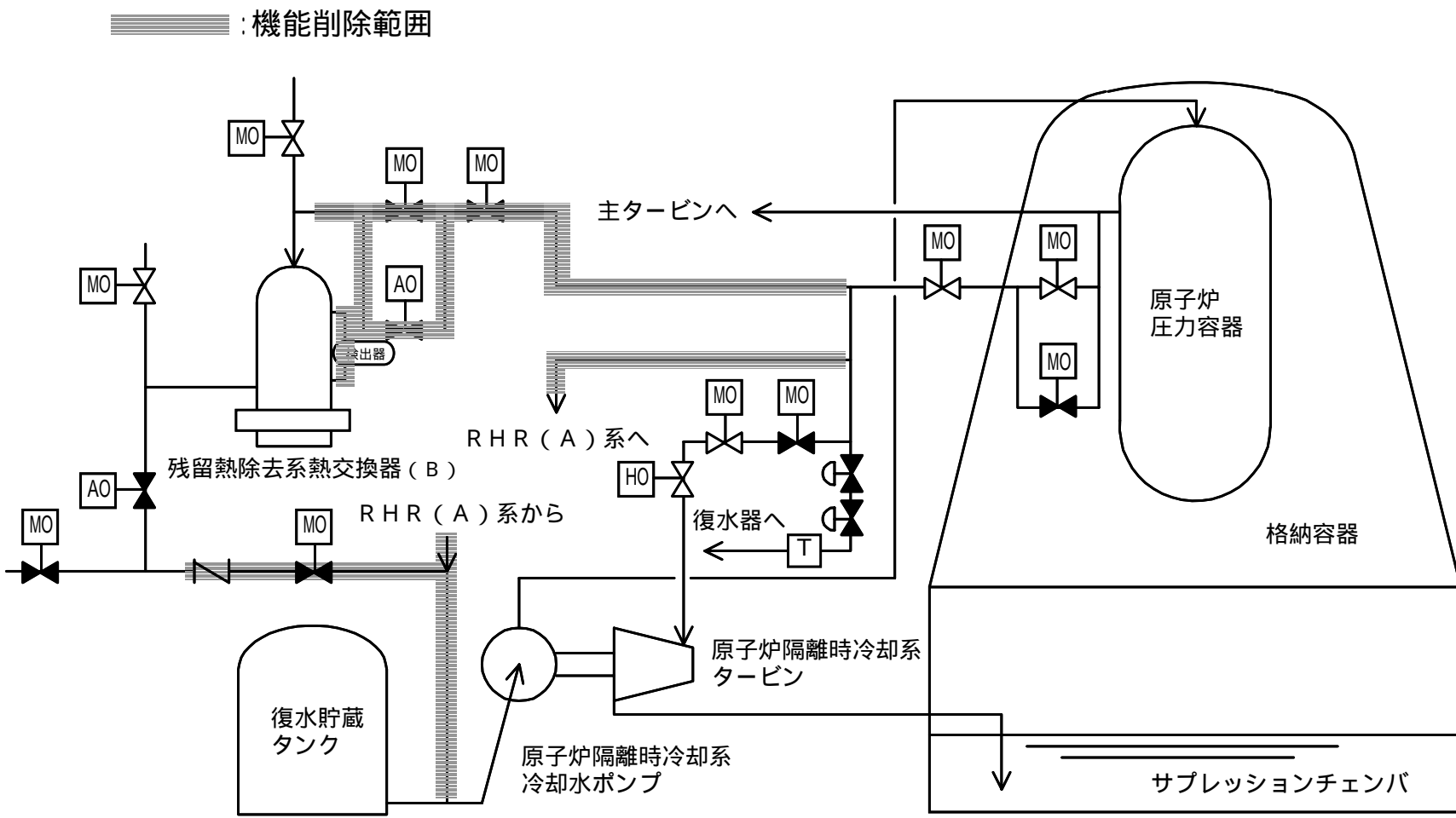
* 2：記載を適正化したものである。

プロセスモニタリング設備取替工事

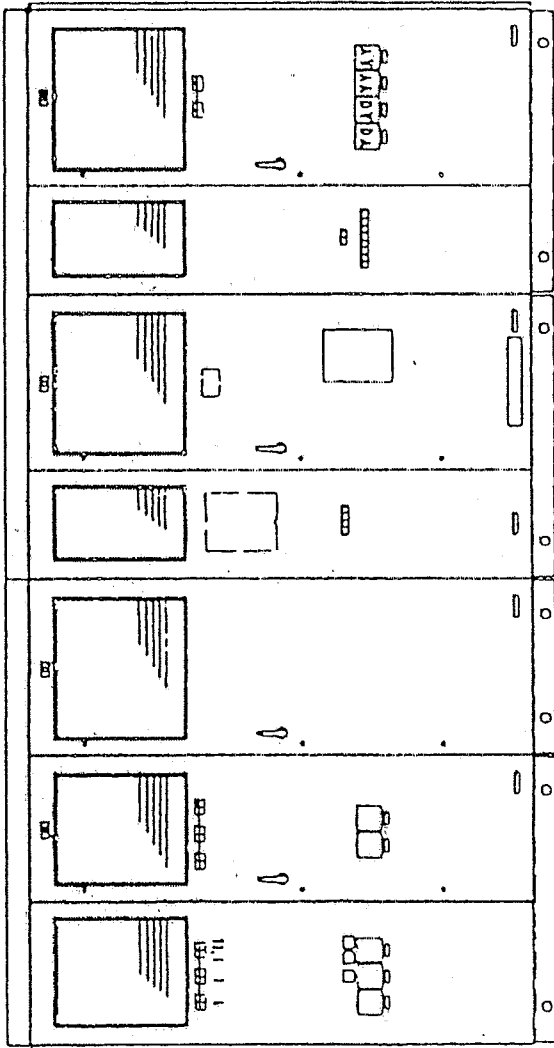
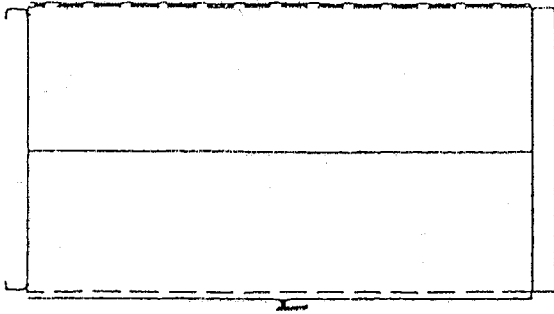
変 更 前							変 更 後								
工学的安全施設 起動信号の種類		検出器及び起動条件				工学的安全施設起 動信号を発信させ ない条件	備考	工学的安全施設 起動信号の種類		検出器及び起動条件				工学的安全施設起 動信号を発信させ ない条件	備考
		検出器の 種類	個数	工学的安全 施設起動に 要する信号 の個数	設定値					検出器の 種類	個数	工学的安全施 設起動に要す る信号の個数	設定値		
主 蒸 気 隔 離 弁	復水器 真空度 低	圧力検 出器	4	2	真空度 216mmHg	主蒸気止め弁 開度 90%以下， かつ原子炉圧 力 42.2kg/cm ² 以下，かつ復 水器真空度低 バイパススイ ッチ「バイパ ス」位置		主 蒸 気 隔 離 弁	復水器 真空度 低	圧力検 出器	4	2	72.5kPa [abs]	主蒸気止め弁 開度 90%以下， かつ原子炉圧 力 4.13 MPa [*] 以下，かつ復水 器真空度低バ イパススイッ チ「バイパス」 位置	

注記*：S I 単位に換算したものであるため変更なし。

安全保護系復水器真空度低設定値変更工事



残留熱除去系蒸気凝縮配管撤去工事概要
 (B系を例示:機能削除範囲はA系もB系と同様)



プラントバイタル VCVF 3B 装置外観図

プラントバイタル VCVF (B) 取替工事

変 更 前					変 更 後					
名 称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	取 付 箇 所	名 称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	取 付 箇 所	個数 ^{*2}
原子炉建屋 放射線モニタ	GM管	10 ⁻² ~ 10 ² mR/h	計測範囲内で可変	原子炉建屋 6F 4チャンネル 5F 3チャンネル 4F 2チャンネル 3F 2チャンネル 2F 2チャンネル 1F 2チャンネル B1F 2チャンネル (合計 17チャンネル)	変更なし	半導体式	10 ⁻⁴ ~ 1 mSv/h ^{*1}	変更なし	原子炉建屋 ^{*2} 6F 4チャンネル 5F 3チャンネル 4F 2チャンネル 3F 2チャンネル 2F 2チャンネル 1F 2チャンネル B1F 2チャンネル (合計 17チャンネル) 〔監視・記録は中央 制御室にて行う。〕	17
		10 ⁻¹ ~ 10 ³ mR/h	計測範囲内で可変	原子炉建屋 5F 1チャンネル 4F 1チャンネル 3F 2チャンネル 2F 1チャンネル B2F 2チャンネル (合計 7チャンネル)	10 ⁻³ ~ 10 mSv/h ^{*1}		変更なし	原子炉建屋 ^{*2} 5F 1チャンネル 4F 1チャンネル 3F 2チャンネル 2F 1チャンネル B2F 2チャンネル (合計 7チャンネル) 〔監視・記録は中央 制御室にて行う。〕	7	
		1 ~ 10 ⁴ mR/h	計測範囲内で可変	原子炉建屋 2F 1チャンネル (合計 1チャンネル)	10 ⁻² ~ 10 ² mSv/h ^{*1}		変更なし	原子炉建屋 ^{*2} 2F 1チャンネル (合計 1チャンネル) 〔監視・記録は中央 制御室にて行う。〕	1	
		10 ² ~ 10 ⁶ mR/h	計測範囲内で可変	原子炉建屋 6F 3チャンネル (合計 3チャンネル)	1 ~ 10 ⁴ mSv/h ^{*1}		変更なし	原子炉建屋 ^{*2} 6F 3チャンネル (合計 3チャンネル) 〔監視・記録は中央 制御室にて行う。〕	3	

注記*1：単位を換算したものである。

*2：記載を適正化したものである。

エリアモニタリング設備取替工事

変 更 前					変 更 後					
名 称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	取 付 箇 所	名 称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	取 付 箇 所	個数 ^{*2}
タービン建屋 放射線モニタ	GM管	10 ⁻² ~ 10 ² mR/h	計測範囲内 で可変	タービン建屋 2F 2チャンネル 1F 3チャンネル B1F 2チャンネル (合計7チャンネル)	変更なし	半導体式	10 ⁻⁴ ~ 1 mSv/h ^{*1}	変更なし	タービン建屋 ^{*2} 2F 2チャンネル 1F 3チャンネル B1F 2チャンネル (合計7チャンネル) 〔監視・記録は中央 制御室にて行う。〕	7
		10 ⁻¹ ~ 10 ³ mR/h	計測範囲内 で可変	タービン建屋 2F 2チャンネル B2F 1チャンネル (合計3チャンネル)			10 ⁻³ ~ 10 mSv/h ^{*1}		タービン建屋 ^{*2} 2F 2チャンネル B2F 1チャンネル (合計3チャンネル) 〔監視・記録は中央 制御室にて行う。〕	3
活性炭式希ガス ホールドアップ 装置建屋放射線 モニタ	GM管	10 ⁻² ~ 10 ² mR/h	計測範囲内 で可変	活性炭式希ガスホールドア ップ装置建屋 1F 1チャンネル B1F 1チャンネル B2F 1チャンネル (合計3チャンネル)	変更なし	半導体式	10 ⁻⁴ ~ 1 mSv/h ^{*1}	変更なし	活性炭式希ガスホール ドアップ装置建屋 ^{*2} 1F 1チャンネル B1F 1チャンネル B2F 1チャンネル (合計3チャンネル) 〔監視・記録は中央 制御室にて行う。〕	3
コントロール 建屋放射線モニ タ	GM管	10 ⁻² ~ 10 ² mR/h	計測範囲内 で可変	コントロール建屋 3F 1チャンネル (合計1チャンネル)	変更なし	半導体式	10 ⁻⁴ ~ 1 mSv/h ^{*1}	変更なし	コントロール建屋 ^{*2} 3F 1チャンネル (合計1チャンネル) 〔監視・記録は中央 制御室にて行う。〕	1

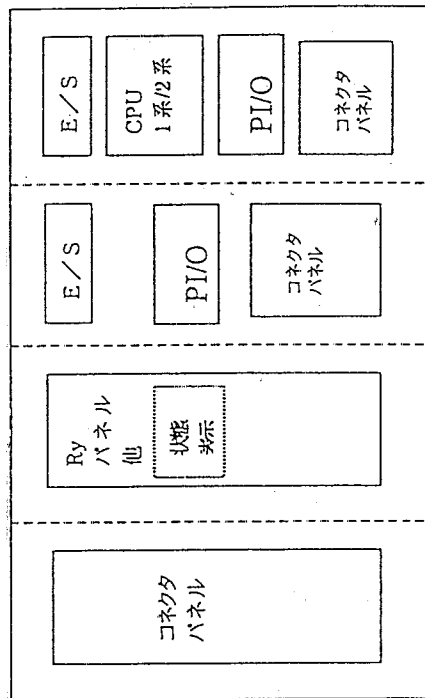
注記*1：単位を換算したものである。

*2：記載を適正化したものである。

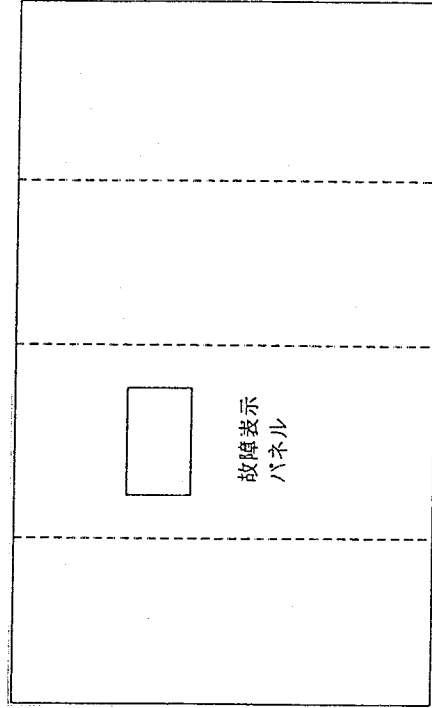
エリアモニタリング設備取替工事

アナンシエータ盤

盤幅：3500mm



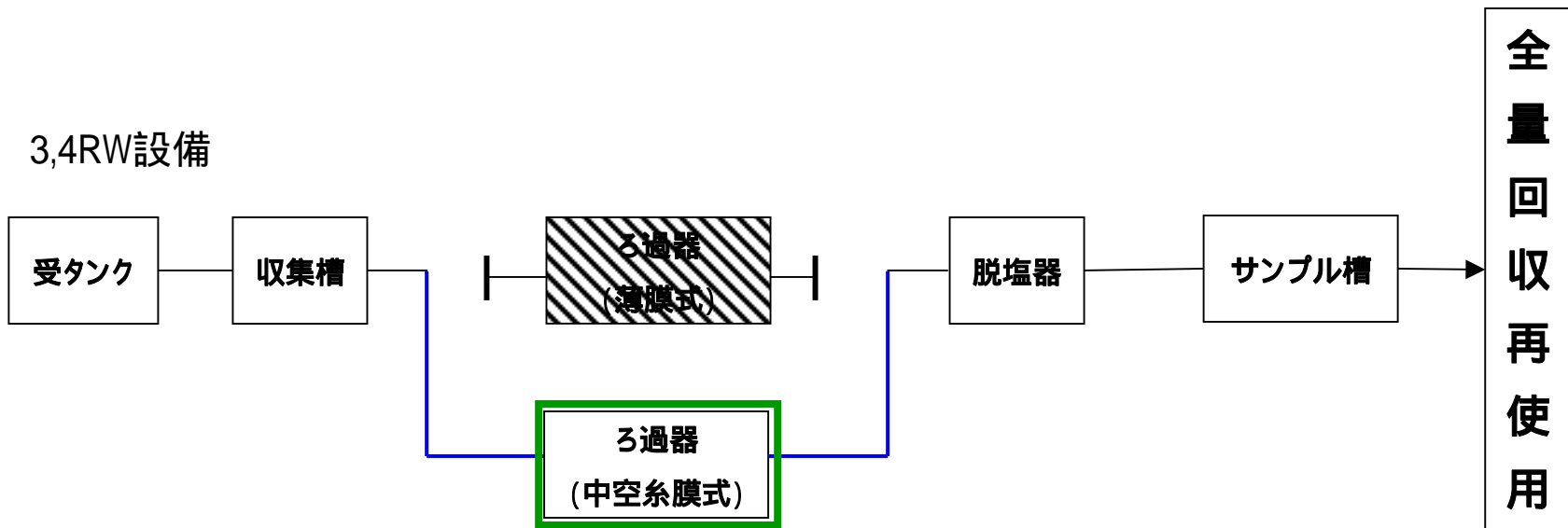
正面






扉を開けた背面

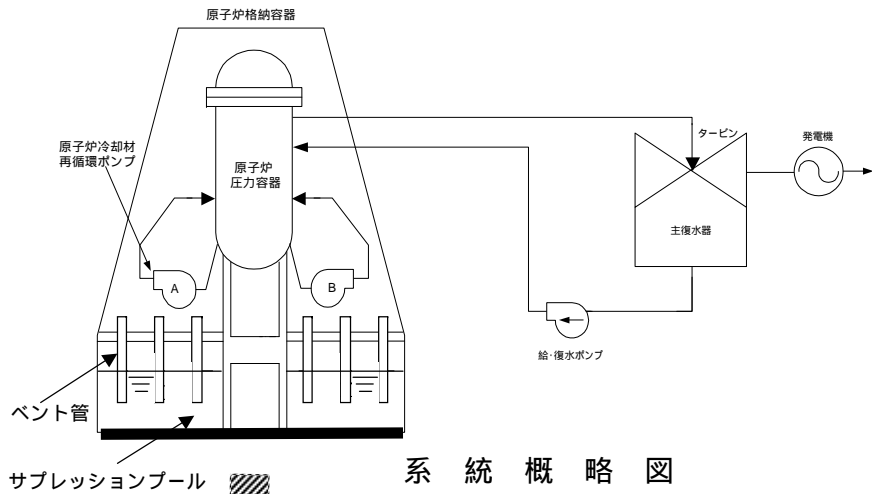
中操警報制御装置取替工事

3,4RW設備



-  : 廃止箇所
-  : 名称変更箇所
-  : ルート変更箇所

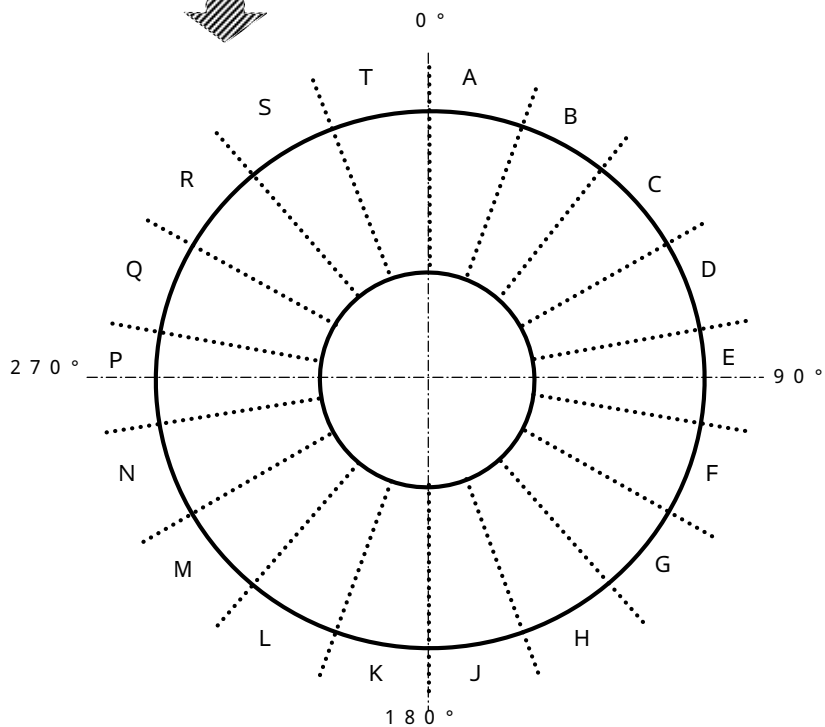
低電導度廃液系系統概略図



系統概略図

回収物一覧表

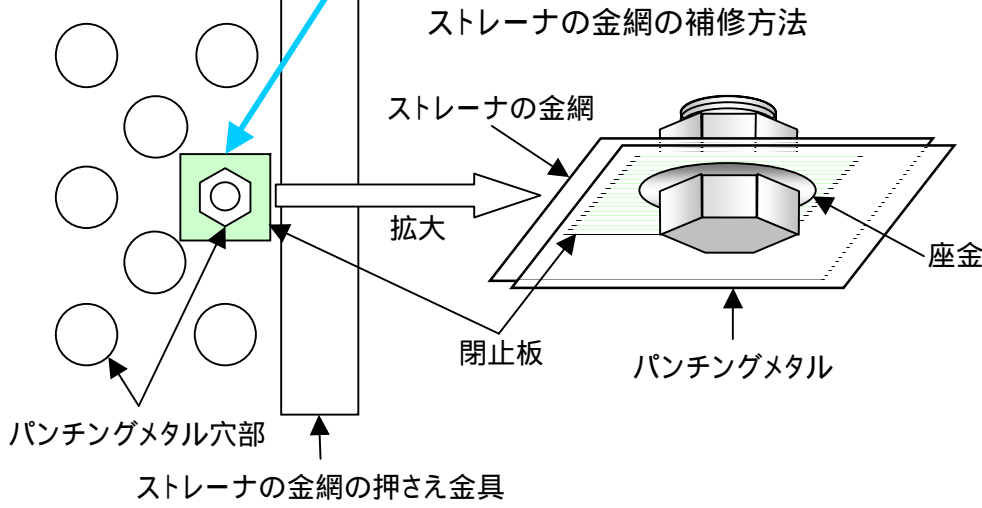
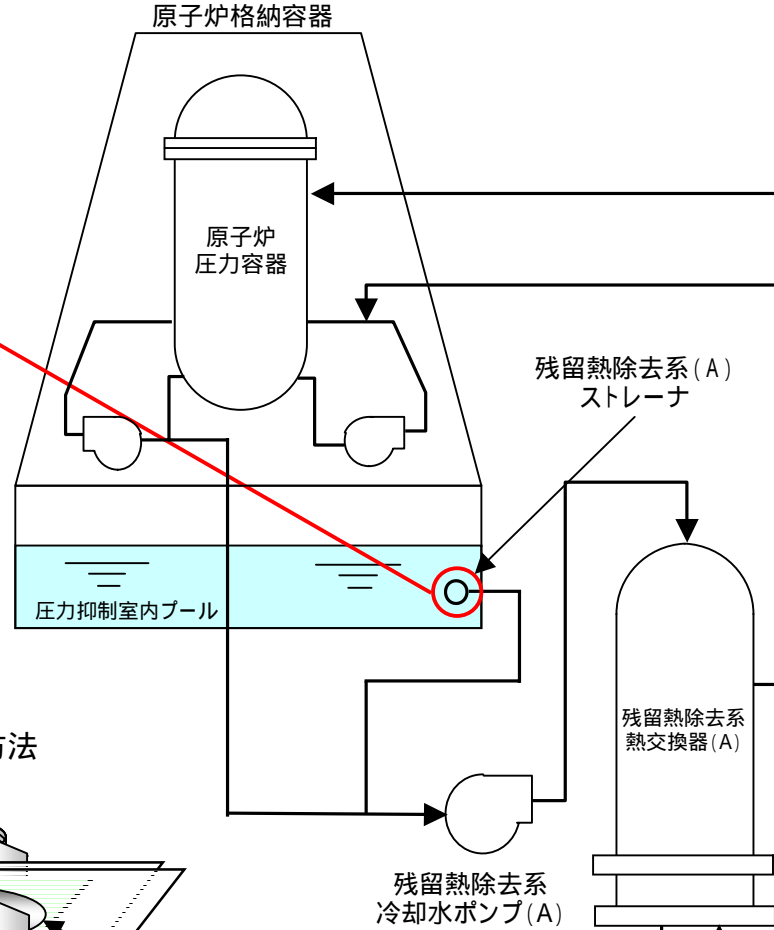
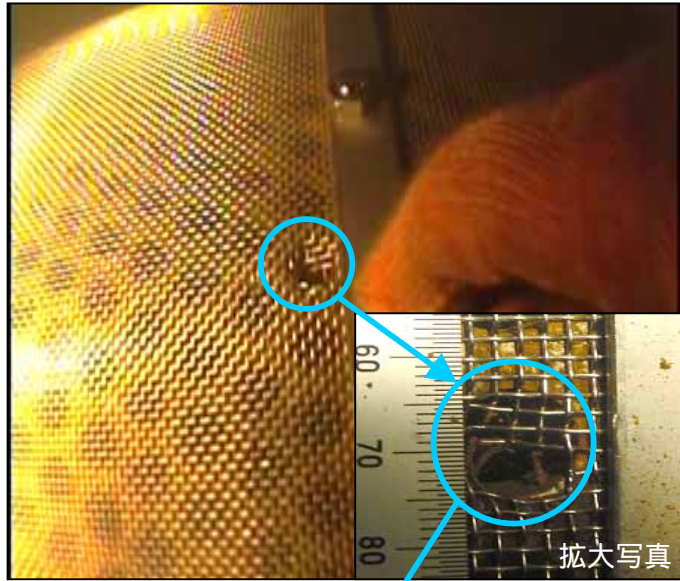
エリア	品名	寸法 (mm)	重さ (g)	発見・回収日	備考 (発見位置)
C	足場板	幅約250 長さ約1000	-	H17.4.30	サブレーションプール内
K	針金	直径約2 長さ約150	7.2	H17.4.30	サブレーションプール内
K	テープ片	幅約75 長さ約50	2.3	H17.4.30	サブレーションプール内
P	糸状のもの	直径約1 長さ約300	0.05	H17.11.28	サブレーションプール内



サブレーションプール平面

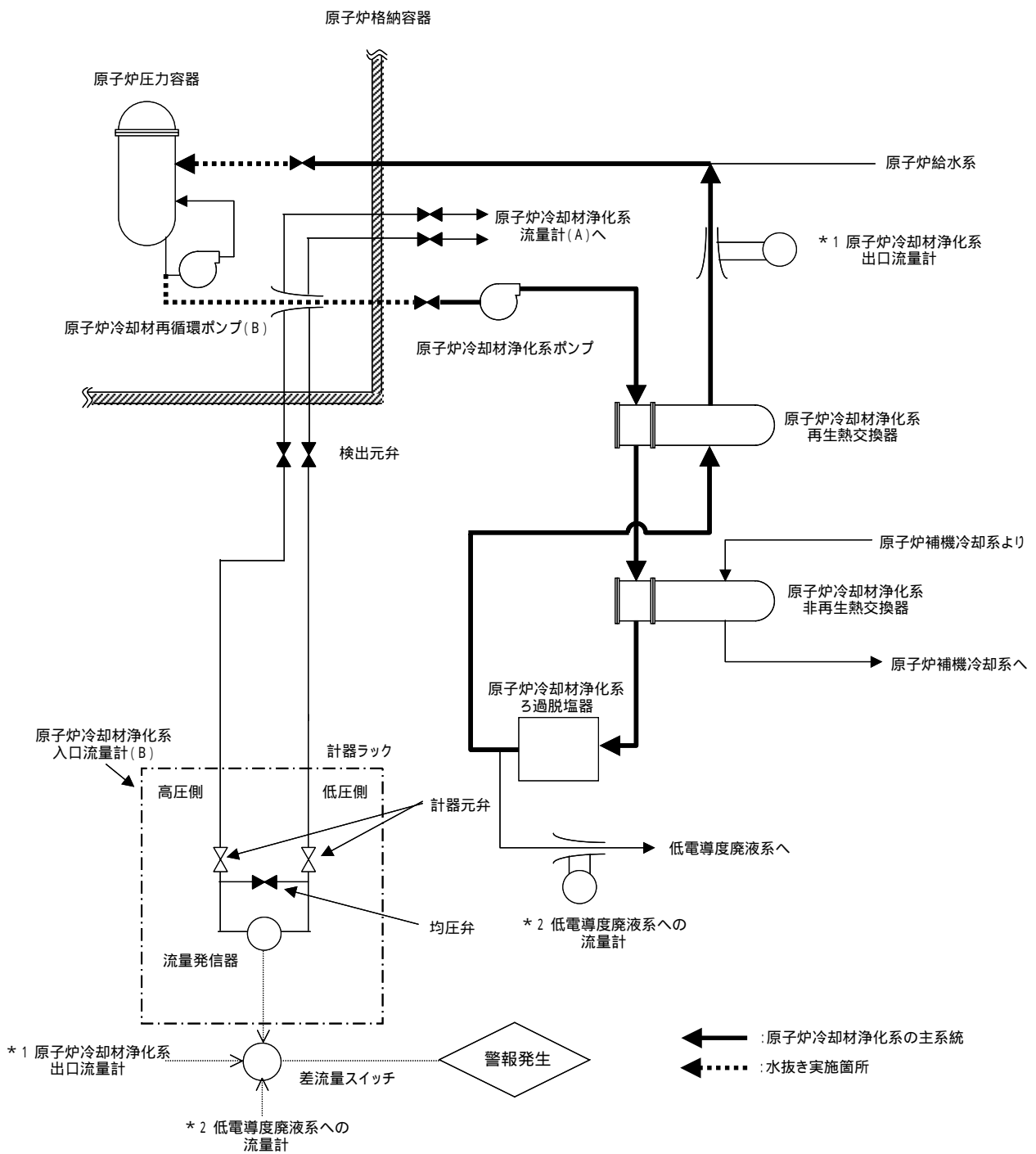
圧力抑制室 (サブレーションプール) 内の点検・清掃結果

ストレーナの金網の破れ箇所

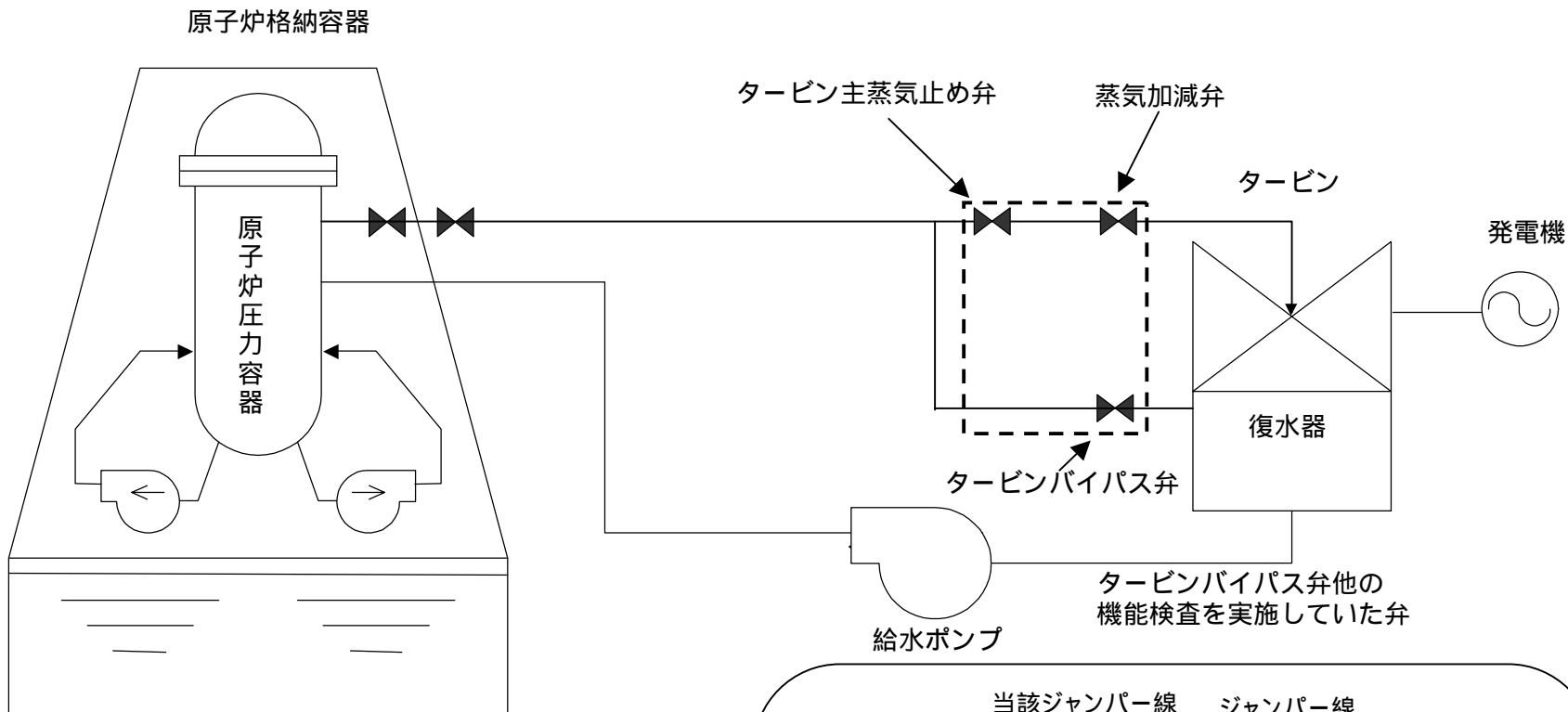


残留熱除去機器冷却系から
残留熱除去機器冷却系へ

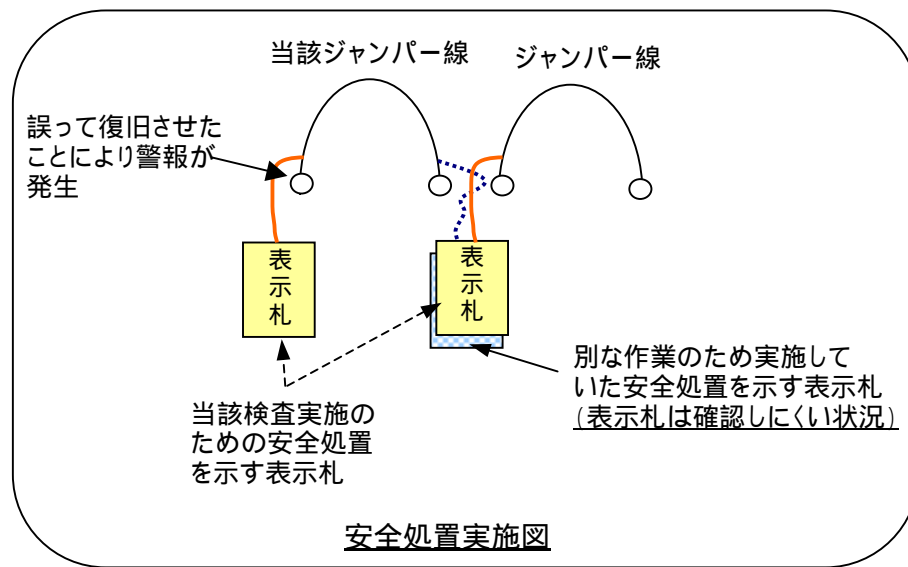
残留熱除去系概略図

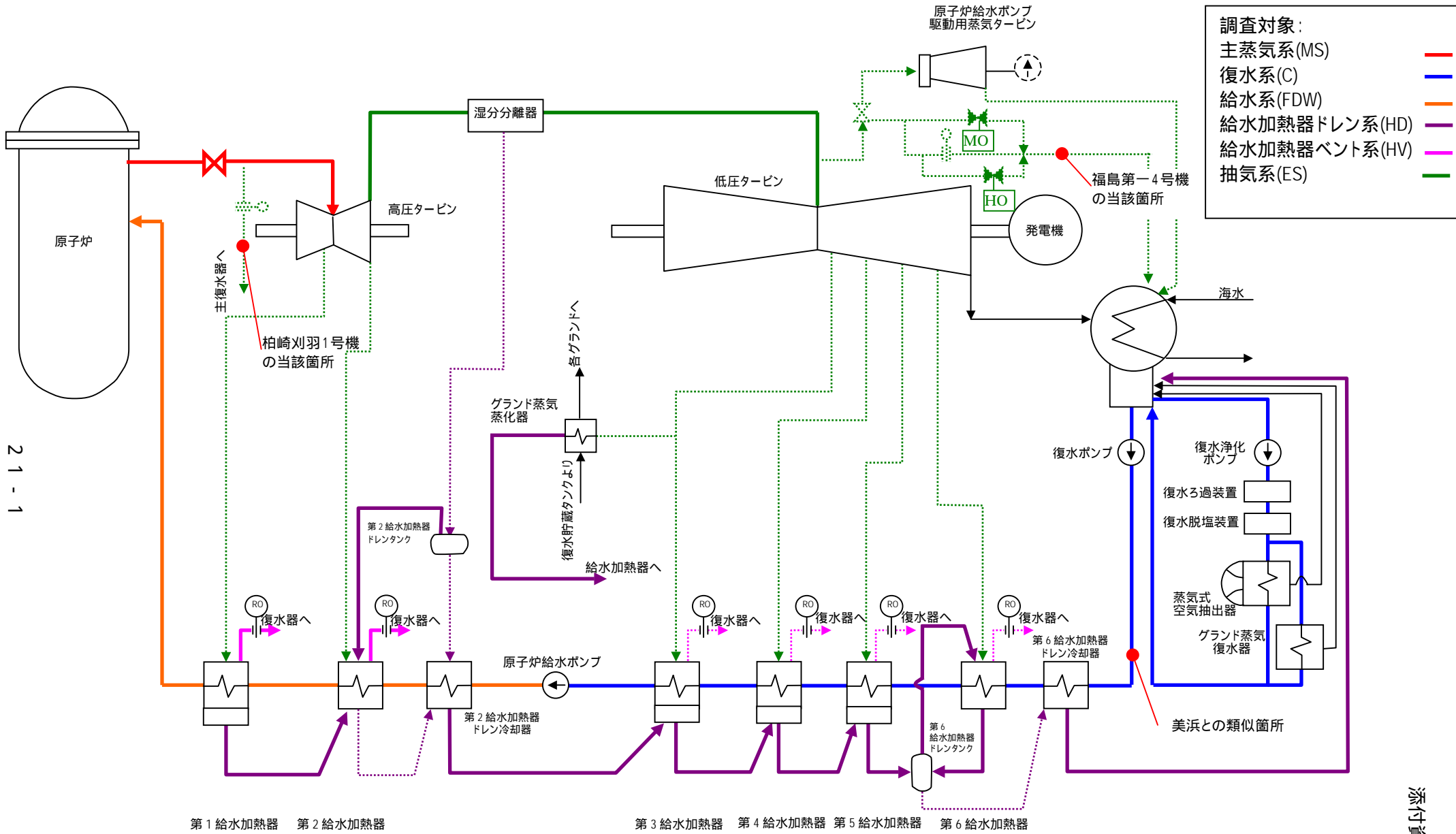


原子炉冷却材浄化系概略系統図



系統概略図

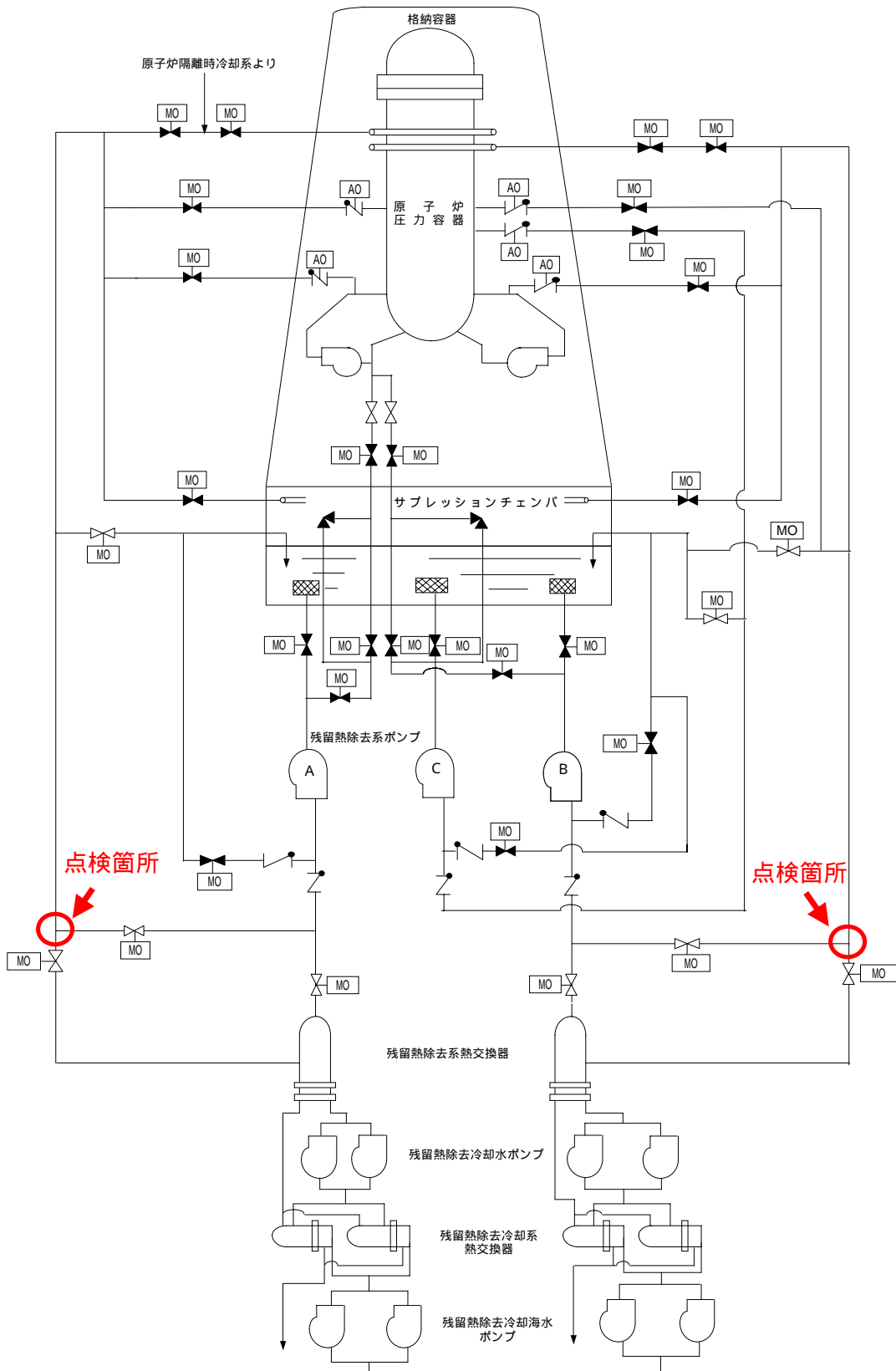




福島第二3号機 配管肉厚測定箇所概略系統図

項目	総部位数	系統	部位数	代表測定部位番号	測定箇所	公称肉厚 (mm)	必要最小 肉厚(mm)	測定値 (mm)	減肉量 (mm)	減肉率 (mm/年)	余寿命 (年)
<点検計画箇所> 当初より計画して いた箇所	127	主蒸気系	18	MS-P319-3	バ`イ`ス蒸気復水器(A)入口部	28.6	15.44	26.3	2.3	0.88	12.2
		抽気系	22	ES-119-1	蒸化器加熱抽気逆止め弁出口部	10.3	1.61	9.5	0.8	0.06	129.2
		タービン`ラド`蒸気系	11	1 SLSV-P5-8	主蒸気止め弁`ラド`蒸気`レ`配管 曲げ(エルボ)部	7.1	3.80	6.6	0.5	0.04	73.3
		ヒータドレン系	16	HD-P53-3	`ラド`蒸気蒸加器`レ`タ`ク`出口配管 曲げ(曲げ管)部	5.5	3.00	4.8	0.7	0.05	33.6
		ヒータベント系	5	HV-SP4-100	第2給水加熱器(A)`ラ`ト`オ`フィ`ス部	7.1	3.80	6.6	0.2	0.05	51.8
		復水系	33	C-P216-1	復水器(A)入口`ラ`フィ`ス出口部	4.5	1.70	4.5	0.2	0.05	51.8
		給水系	11	FDW-SPX-39	タービン駆動原子炉給水ポンプ(A) ミニマムフロー調節弁出口部	25.4	19.89	22.7	2.7	0.21	13.6
		原子炉隔離時冷却系	11	35	蒸気ラインより主復水器への`レ`ライ`ス `レ``配管	9.5	3.10	8.1	1.1	0.22	22.2
<追加点検箇所> 知見拡充	149	主蒸気系	37	MS-P343-1	タービン`バ`イ`ス弁(B)`レ`配管曲げ (エルボ)部	6.4	1.38	6.1	0.3	0.21	22.0
		補助蒸気系	10	AS-P20-1	蒸気式空気抽出機作動蒸気管暖機 弁出口部	6.4	0.06	6.0	0.4	0.57	10.4
		抽気系	1	ES-SP-10A	第4給水加熱器抽気逆止め弁出口 部	9.5	1.36	9.6	0.0	0.00	-
		タービン`ラド`蒸気系	1	TGS-SP2SLBPVBF-1	タービンバイパス弁`レ`配管曲げ (エルボ)部	6.0	3.40	5.7	0.2	0.02	116.1
		ヒータドレン系	3	HD-P100-3	湿分分離器(A)出口配管曲げ (曲げ管)部	6.0	3.40	5.0	0.2	0.08	11.2
		ヒータベント系	10	HV-SP1-100	第1給水加熱器(B)`ラ`ト`オ`フィ`ス部	7.1	3.80	6.8	0.2	0.08	39.0
		復水系	7	C-P234-3	CRDホ`ソ`復水供給流量計前弁上流 配管分岐(ティーズ)部	6.0	3.40	5.6	0.4	0.03	72.0
		給水系	29	FDW-SPX-49	タービン駆動原子炉給水ポンプ(B) ミニマムフロー調節弁出口部	25.4	19.89	23.1	2.3	0.18	18.2
		復水ろ過系統	30	CF-K-24	復水ろ過器ストレーナ(K)復水出口流量 調節弁出口配管分岐(ティーズ)部	9.3	1.62	8.2	1.1	0.08	78.3
		復水脱塩系統	21	CD-D-7	復水脱塩塔(D)入口配管曲げ (エルボ)部	11.1	3.80	10.0	1.1	0.08	73.8

福島第二3号機定期事業者検査における配管減肉測定結果



福島第二3号機における
泊発電所2号機の不適合を踏まえた点検箇所

No.	配管番号	配管名称	曲り部	調節弁番号 排水器番号	点検結果
1	MS-335	タービン排気弁入口ラインドレンライン	19	N11-A0-F304A N11-D004A	異常なし
2	MS-340	タービン排気弁入口ラインドレンライン	13	N11-A0-F304B N11-D004B	異常なし
3	MS-345	タービン排気弁入口ラインドレンライン	16	N11-A0-F304C N11-D004C	異常なし
4	MS-350	タービン排気弁入口ラインドレンライン	21	N11-A0-F304D N11-D004D	異常なし
5	AS-18	空気抽出器作動蒸気ドレンライン	19	N11-A0-F011 N11-D006	異常なし
6	AS-44	RFPT入口補助蒸気ドレンライン	20	N11-A0-F026 N11-D014	異常なし
7	OG-306/307	OG排ガス復水器ドレンライン	19	N62-LCV-F110A,B	異常なし
8	RCIC-65	原子炉隔離時冷却系ドレンライン	6	E51-R0-D009E	異常なし

福島第二3号機における福島第一4号機水平展開点検結果

福島第二3号機における柏崎刈羽1号機水平展開点検結果

No.	配管番号	配管名称	曲り部	オリフィス番号	点検結果
1	AS-34A/29	エバポレータ補助蒸気調整弁前ドレンライン	2	N11-D007	異常なし
2	AS-207	RFP-T(A)高圧主蒸気止弁ドレンライン	8	N11-R0-D012A	異常なし
3	AS-307	RFP-T(B)高圧主蒸気止弁ドレンライン	10	N11-R0-D012B	異常なし
4	ES-207	RFP-T(A)低圧主蒸気止弁ドレン入口ライン	8	N36-R0-D007A	異常なし
5	ES-307	RFP-T(B)低圧主蒸気止弁ドレン入口ライン	22	N36-R0-D007B	異常なし
6	CD-202	RFP-T(A)第1段蒸気室ドレンライン	2	N36-D008A	異常なし
7	CD-204	RFP-T(A)第2段蒸気室ドレンライン	2	N36-D009A	異常なし
8	CD-206	RFP-T(A)第3段蒸気室ドレンライン	2	N36-D010A	異常なし
9	CD-208	RFP-T(A)第4段蒸気室ドレンライン	2	N36-D011A	異常なし
10	CD-210	RFP-T(A)第5段蒸気室ドレンライン	3	N36-D012A	異常なし
11	CD-302	RFP-T(B)第1段蒸気室ドレンライン	2	N36-D008B	異常なし
12	CD-304	RFP-T(B)第2段蒸気室ドレンライン	2	N36-D009B	異常なし
13	CD-306	RFP-T(B)第3段蒸気室ドレンライン	2	N36-D010B	異常なし

No.	配管番号	配管名称	曲り部	オリフィス番号	点検結果
14	CD-308	RFP-T(B)第4段蒸気室ドレンライン	2	N36-D011B	異常なし
15	CD-310	RFP-T(B)第5段蒸気室ドレンライン	3	N36-D012B	異常なし
16	SPL-204	RFP-T(A)SPLドレンライン	4	N36-D013A	異常なし
17	SPL-206	RFP-T(A)SPLドレンライン	4	N36-D013B	異常なし
18	SPL-304	RFP-T(B)SPLドレンライン	4	N36-D013C	異常なし
19	SPL-306	RFP-T(B)SPLドレンライン	4	N36-D013D	異常なし
20	SSH-48	所内ボイラエバポレタ調整弁前ドレンライン	1	N33-R0-D002	異常なし
21	SSH-46	ハッアップ用所内蒸気調節弁後ドレンライン	3	N33-R0-D005	異常なし
22	SSH-47	エバポレタ発生蒸気ドレンライン	3	N33-R0-D001	異常なし
23	SSH-43	SSH母管ドレンライン	1	N33-R0-D007	異常なし
24	SSH-207	RFP-T(A)用SSH母管ドレンライン	1	N33-R0-D008A	異常なし
25	SSH-307	RFP-T(B)用SSH母管ドレンライン	1	N33-R0-D008B	異常なし
26	1SLBPV-G	タービンバイパス弁第1段リ-クォライン	1	N33-R0-D003	異常なし
27	1SLHPCV-A	RFP-T高圧主蒸気止弁加減弁第1段リ-クォライン	1	N33-R0-D009A	異常なし
28	1SLHPCV-B	RFPT-高圧主蒸気止弁加減弁第2段リ-クォライン	1	N33-R0-D009B	異常なし

No.	配管番号	配管名称	曲り部	オリフィス番号	点検結果
29	SPL-18	高圧タービンリークオフ管ドレンライン	1	N33-R0-D010A	異常なし
30	SPL-19	高圧タービンリークオフ管ドレンライン	1	N33-R0-D010B	異常なし
31	SPL-20	高圧タービンリークオフ管ドレンライン	1	N33-R0-D010C	異常なし

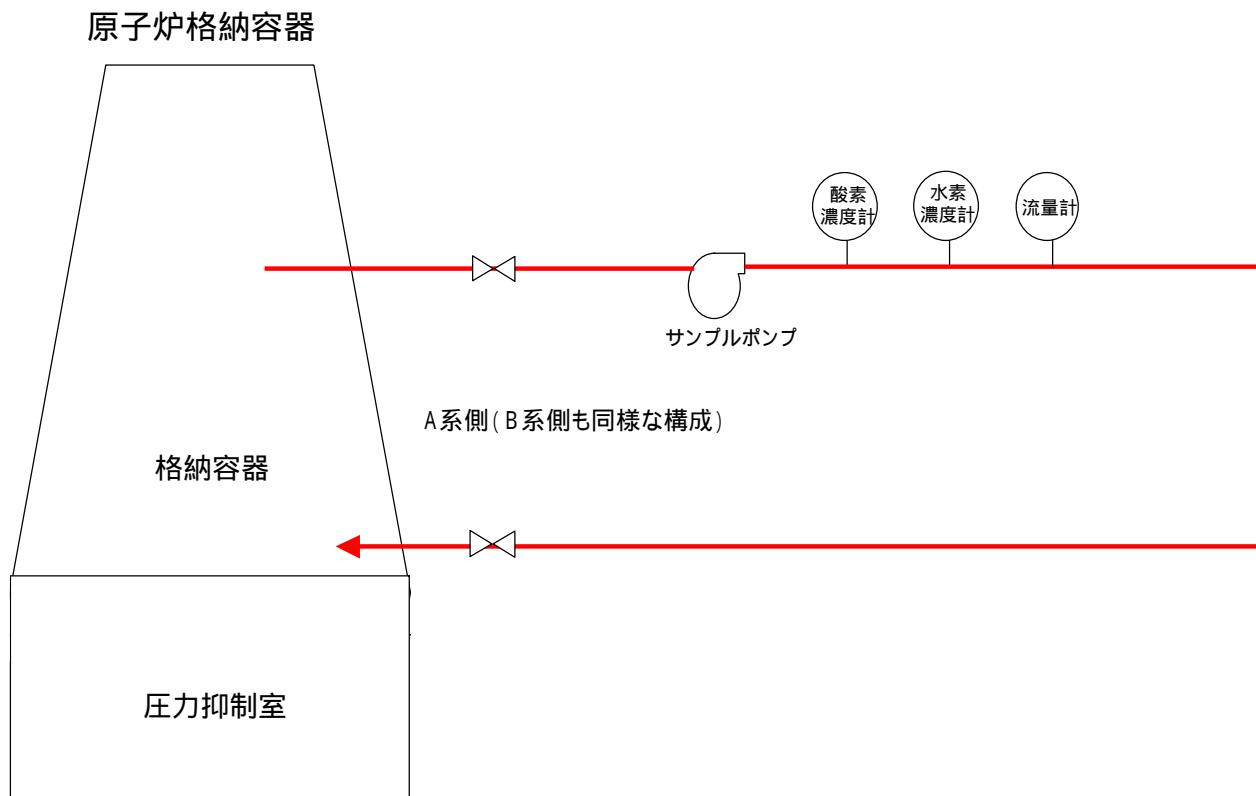
点検箇所	材質	口径 (mm)	公称肉厚 (mm)	必要最小肉厚 (mm)	今回測定最小値 (mm)	前回測定肉厚値 (mm)	減肉量 (mm)	減肉率 (mm/年)	余寿命 (年)
1	STPT38	318.5	10.3	3.80	10.1	-	0.2	0.02	412.6
2	SMA41A	457.2	12.7	5.89	11.7	-	1.0	0.08	76.1
3	SMA41A	711.2	12.7	3.80	12.8	-	-	-	-
4	SMA41A	457.2	9.5	3.80	9.3	-	0.2	0.02	360.2
5	SMA41A	457.2	9.5	3.80	9.6	-	-	-	-
6	SMA41A	457.2	9.5	3.80	10.3	10.3	0.0	0.00	-
7	SB46	457.2	12.7	8.43	12.7	-	0.0	0.00	-
8	STPT38	76.3	6.0	3.40	5.9	-	0.1	0.03	327.5
9	STPA23	34.0	4.5	0.06	4.4	4.5	0.1	0.01	160.5
10	SF50A	60.5	5.5	2.40	5.5	-	0.0	0.00	-
11	STPT38	48.6	5.1	2.20	5.1	-	0.0	0.00	-
12	STPT370	114.3	6.0	3.40	5.9	-	0.1	0.01	327.5
13	STPT370	114.3	6.0	3.40	5.6	-	0.4	0.03	72.0
14	STPA23	34.0	4.5	0.69	4.4	4.5	0.1	0.01	374.7
15	STPA23	34.0	4.5	0.69	4.5	4.5	0.0	0.00	-
16	STPA23	34.0	4.5	0.69	4.4	4.5	0.1	0.01	374.7
17	STPA23	34.0	4.5	0.69	4.5	4.5	0.0	0.00	-
18	STPA23	34.0	4.5	0.69	4.5	4.5	0.0	0.00	-
19	STPA23	34.0	4.5	0.69	4.5	4.5	0.0	0.00	-
20	STPA23	34.0	4.5	0.69	4.5	4.5	0.0	0.00	-
21	STPA23	34.0	4.5	0.69	4.4	4.5	0.1	0.01	374.7
22	STPA23	34.0	4.5	0.69	4.4	4.5	0.1	0.01	374.7

点検箇所	材質	口径 (mm)	公称肉厚 (mm)	必要最小肉厚 (mm)	今回測定最小値 (mm)	前回測定肉厚値 (mm)	減肉量 (mm)	減肉率 (mm/年)	余寿命 (年)
23	STPA23	34.0	4.5	0.69	4.5	4.5	0.0	0.00	-
24	STPA23	34.0	4.5	0.69	4.5	4.5	0.0	0.00	-
25	STPA23	34.0	4.5	0.69	4.6	4.5	-	-	-
26	STPA23	34.0	4.5	0.69	4.5	4.5	0.0	0.00	-
27	STPA23	34.0	4.5	0.69	4.4	4.5	0.1	0.01	374.7
28	STPA23	34.0	4.5	0.69	4.5	4.5	0.0	0.00	-
29	STPA23	34.0	4.5	0.69	4.3	4.5	0.2	0.02	182.3
30	STPA23	34.0	4.5	0.69	4.5	4.5	0.0	0.00	-
31	STPA23	34.0	4.5	0.69	4.5	4.5	0.0	0.00	-
32	STPA23	34.0	4.5	0.69	4.5	4.5	0.0	0.00	-
33	STPA23	34.0	4.5	0.69	4.5	4.5	0.0	0.00	-
34	STPA23	34.0	4.5	0.69	4.2	4.5	0.3	0.03	118.1
35	STPT38	34.0	4.5	1.70	4.0	-	0.5	0.04	60.2
36	STPT38	267.4	9.3	3.61	8.9	-	0.4	0.03	173.2
37	SUS304	267.4	9.3	1.62	9.1	-	0.2	0.02	489.9
38	SUS304	267.4	9.3	1.62	8.7	-	0.6	0.05	154.5
39	STPT38	267.4	9.3	3.61	8.9	-	0.4	0.03	173.2
40	SUS304	267.4	9.3	1.62	9.3	-	0.0	0.00	-
41	SUS304	267.4	9.3	1.62	9.1	-	0.2	0.02	489.9
42	STPT38	267.4	9.3	3.61	9.1	-	0.2	0.02	359.5
43	SUS304	267.4	9.3	1.62	8.7	-	0.6	0.05	154.5
44	SUS304	267.4	9.3	1.62	9.1	-	0.2	0.02	489.9

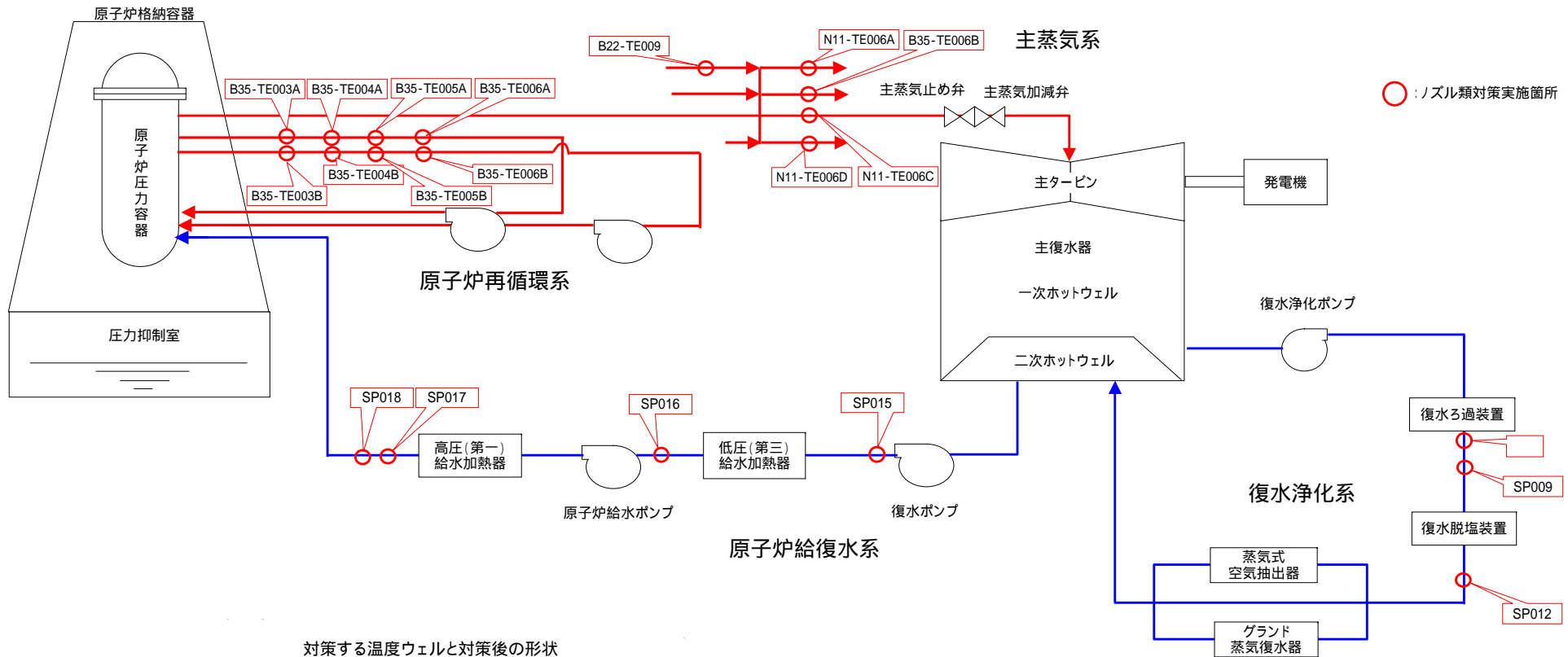
点検箇所	材質	口径 (mm)	公称肉厚 (mm)	必要最小肉厚 (mm)	今回測定最小値 (mm)	前回測定肉厚値 (mm)	減肉量 (mm)	減肉率 (mm/年)	余寿命 (年)
45	STPT38	267.4	9.3	3.61	9.0	-	0.3	0.02	235.3
46	SUS304	267.4	9.3	1.62	8.4	-	0.9	0.07	98.6
47	SUS304	267.4	9.3	1.62	9.0	-	0.3	0.02	322.2
48	STPT38	267.4	9.3	3.61	8.9	-	0.4	0.03	173.2
49	SUS304	267.4	9.3	1.62	9.1	-	0.2	0.02	489.9
50	SUS304	267.4	9.3	1.62	9.1	-	0.2	0.02	489.9
51	STPT38	267.4	9.3	3.61	9.4	-	-	-	-
52	SUS304	267.4	9.3	1.62	9.2	-	0.1	0.01	992.9
53	SUS304	267.4	9.3	1.62	8.8	-	0.5	0.04	188.1
54	STPT38	267.4	9.3	3.61	9.0	-	0.3	0.02	235.3
55	SUS304	267.4	9.3	1.62	8.8	-	0.5	0.04	188.1
56	SUS304	267.4	9.3	1.62	8.7	-	0.6	0.05	154.5
57	STPT38	267.4	9.3	3.61	9.2	-	0.1	0.01	732.2
58	SUS304	267.4	9.3	1.62	8.6	-	0.7	0.05	130.6
59	SUS304	267.4	9.3	1.62	8.9	-	0.4	0.03	238.4
60	STPT38	267.4	9.3	3.61	8.9	-	0.4	0.03	173.2
61	SUS304	267.4	9.3	1.62	8.3	-	1.0	0.08	87.5
62	STPT38	267.4	9.3	3.61	9.0	-	0.3	0.02	235.3
63	SUS304	267.4	9.3	1.62	8.4	-	0.9	0.07	98.6
64	STPT38	267.4	9.3	3.61	9.0	-	0.3	0.02	235.3
65	SUS304	267.4	9.3	1.62	8.2	-	1.1	0.08	78.3
66	STPT38	355.6	11.1	3.80	10.1	-	1.0	0.08	82.5

点検箇所	材質	口径 (mm)	公称肉厚 (mm)	必要最小肉厚 (mm)	今回測定最小値 (mm)	前回測定肉厚値 (mm)	減肉量 (mm)	減肉率 (mm/年)	余寿命 (年)
67	STPT38	355.6	11.1	3.80	10.6	-	0.5	0.04	178.1
68	STPT38	355.6	11.1	3.80	10.5	-	0.6	0.05	146.2
69	STPT38	355.6	11.1	3.80	10.6	-	0.5	0.04	178.1
70	STPT38	355.6	11.1	3.80	10.5	-	0.6	0.05	146.2
71	STPT38	355.6	11.1	3.80	10.6	-	0.5	0.04	178.1
72	STPT38	355.6	11.1	3.80	10.6	-	0.5	0.04	178.1
73	STPT38	355.6	11.1	3.80	10.9	-	0.2	0.02	465.0

福島第二3号機 制御棒駆動水圧系水平展開追加肉厚測定点検部位



原子炉格納容器内雰囲気モニタリング系統概略図



対策する温度ウェルと対策後の形状

温度ウェル番号	温度ウェル名称	対策後の形状
B35-TE003A	原子炉冷却材再循環ポンプ入口温度	短尺温度ウェル
B35-TE003B	原子炉冷却材再循環ポンプ入口温度	短尺温度ウェル
B35-TE004A	原子炉冷却材再循環ポンプ入口温度	短尺温度ウェル
B35-TE004B	原子炉冷却材再循環ポンプ入口温度	短尺温度ウェル
B35-TE005A	原子炉冷却材再循環ポンプ入口温度	短尺温度ウェル
B35-TE005B	原子炉冷却材再循環ポンプ入口温度	短尺温度ウェル
B35-TE006A	原子炉冷却材再循環ポンプ入口温度	閉止
B35-TE006B	原子炉冷却材再循環ポンプ入口温度	閉止
N11-TE006A	主蒸気止め弁入口温度	短尺温度ウェル
N11-TE006B	主蒸気止め弁入口温度	短尺温度ウェル
N11-TE006C	主蒸気止め弁入口温度	短尺温度ウェル
N11-TE006D	主蒸気止め弁入口温度	短尺温度ウェル
B22-TE009	外側主蒸気隔離弁出口温度	短尺温度ウェル

対策するノズルと対策後の形状

ノズル番号	ノズル名称	対策後の形状
SP009	復水ろ過装置出口ノズル	短尺ノズル
SP012	復水脱塩装置出口ノズル	短尺ノズル
SP015	復水ポンプ出口ノズル	短尺ノズル
SP016	低圧(第三)給水加熱器出口ノズル	短尺ノズル
SP017	高圧(第一)給水加熱器出口ノズル	短尺ノズル
SP018	高圧(第一)給水加熱器出口ノズル	短尺ノズル
	復水脱塩装置入口酸素注入ノズル	閉止

不適合管理について

平成16年12月2日～平成17年12月2日までに3号機で発生した不適合事象は合計853件（発電所全体3,409件）でグレード別及び公表区分別の内訳では、

グレード	3号機（発電所全体）	公表区分	3号機（発電所全体）
As	11件（35件）		1件（3件）
A	13件（36件）		8件（23件）
B	1件（27件）		15件（38件）
C	42件（163件）	他	829件（3,345件）
D	754件（3,041件）		
対象外	32件（107件）		となっております。

このうち、グレードB以上のものは計25件（発電所全体98件）で内容及び処置については下表のとおりです。

Asの件名は、

No.	発生日	内容及び処置
1	H17.2.3	地震検出器等に電源を供給している充電器盤を取り替えるために仮設電源につなぐ作業を実施していたところ、「B系原子炉自動スクラム」、「地震加速度大トリップ」の警報が発生しました。対策として、スクラム信号の処置に係わる作業チェックリストの様式に当該処置復旧時の条件および注意事項を記載するようマニュアルに反映し、関係者に周知しました。また、地震検出器からの警報発生を防止する処置を行う中央制御室制御盤内の当該箇所に「処置を復旧する前に現場の地震検出器をリセットする」旨の表示を実施しました。（1）
2	H17.2.10	制御棒駆動機構ハウジングスタブチューブ下部溶接部の点検のため制御棒案内管等を原子炉内から使用済燃料プールに移動する作業を行っていたところ、原子炉建屋換気系排気放射線モニタおよび燃料取替エリア排気放射線モニタからの信号を発信させない処置を施したままであることに運転員が気づき、当該処置を解除しました。対策として、原子炉建屋原子炉棟内における照射された燃料に係る作業に関する安全管理上重要な確認ポイントを明確にし、確認ポイントにおいては、当直長の確認が得られるまで次の工程に進めないこととし、これをマニュアルに反映いたします。又、このような処置が施されていることを明確にするため、当直班のミーティングにおいて運転員全員で情報の共有化を図ることとし、これをマニュアルに反映しました。（1）
3	H17.2.12	3・4号機コントロール建屋2階の計算機室（非管理区域）において、協力企業作業員が3号機プロセス計算機の取替え作業を行っていたところ、作業場床の開口部（深さ約60cm）へ転倒し、顔に切り傷および左足打撲を負ったため、業務車にて病院へ搬送しました。対策として、今後は、作業上床を開口する場合には、床タイルが滑り落ちないように配置するとともに、確認をすることにより、作業安全に努めます。（4）
4	H17.4.25	圧力抑制室内プール水温度検出器保護管の修理工事準備作業中、アルミ製足場板1個（長さ約100cm×幅約25cm）を圧力抑制室内プールに落下させてしまった。また、落下した足場板については、圧力抑制室の点検・清掃作業時に、確認・回収しました。対策として、今後同様な作業を実施する際には、足場板を固定してから落下防止用ロープを取り外すことを施工要領書に明確に記載いたします。さらに今回の事象を協力企業との連絡会の場で紹介するとともに、足場枠に鋼板を使用する場合、必要に応じて広がり防止する足場板は2枚以上設置することを周知します。（2）

5	H17.4.26	<p>原子炉建屋2階(管理区域)において、制御棒駆動機構を運搬台車へ積み込み作業中、台車のスライド式の「ふた」を閉めていた作業員が、右手小指を当該ふたに挟み負傷しました。応急処置後、救急車にて病院に搬送しました。対策として、今後、台車の遮へい用の「ふた」を閉める作業を行う際に、指を挟まないよう注意喚起の表示を台車に取り付けるとともに、今回の事象を協力企業との会議の場で事例として紹介し、再発防止に努めます。(8)</p>
6	H17.4.25	<p>圧力抑制室内の点検・清掃作業および水の浄化作業が終了し、この作業において、針金1本(直径約0.2cm×長さ約15cm)、テープ片1個(約7.5cm×約5cm)、および平成17年4月25日に落下させた足場板1枚(長さ約100cm×幅約25cm)を回収しました。対策として、今後同様な作業を実施する際には、足場板を固定してから落下防止用ロープを取り外すことを施工要領書に明確に記載しました。さらに今回の事象を協力企業との連絡会の場で紹介するとともに、足場枠に鋼板を使用する場合、必要に応じて広がり防止する足場板は2枚以上設置することを周知しました。(4)</p>
7	H17.5.17	<p>応力腐食割れ対策を実施予定の原子炉再循環系配管の62個の継手について、平成17年3月9日より超音波探傷検査を実施したところ、1個の継手の1箇所(長さ約17mm、深さ約5.8mm)のひびが確認されました。また、ひびが確認された当該配管における健全性評価制度に基づく評価結果を取りまとめ、経済産業省原子力安全・保安院へ報告しました。ひびが確認された当該配管の健全性について詳細に評価した結果、このままの状態(ひび)で運転を継続した場合でも、配管の健全性は5年以上保たれることを確認しました。これは、測定したひびの形状をもとに、安全側により大きなひびを仮定し、運転中にかかる荷重を考慮して疲労や応力腐食割れによるひびの進展予測を行い、さらに、地震時の荷重などによる強度も考慮した配管健全性の確保について評価しました。低炭素ステンレス鋼の原子炉再循環系配管等にひび等が確認された場合でも、上記の健全性評価を行い、健全性が確認されれば継続使用できることになりましたが、この健全性評価制度に基づく当社の取り組みについて、地域の皆さまへ十分なお説明を行ったうえでこの制度を適用していくものと考え、ひびが確認された当該配管について取替えを実施しました。(3)</p>
8	H17.10.17	<p>平成17年10月15日、「原子炉冷却材浄化系差流量高」の警報が発生しました。流量計の指示値を確認したところ、流量計(A)の指示値に異常はありませんでしたが、流量計(B)に差流量高を示す指示値の変動を確認しました。当該系統は停止状態であり、本来、流量は検出されない状態であることから、現場にて流量計(B)の流量計測配管の圧力差をなくす操作を行ったところ、指示値が正常な値に戻るとともに警報も解除されました。</p> <p>その後、警報発生原因調査を行っておりましたが、10月17日、原因調査のため警報発生防止の安全処置を行ったところ、当該安全処置が誤っていたことから同警報が再度発生しました。警報は、当該安全処置を復旧したことにより解除されました。対策として、作業主管グループにおいて、差流量高の信号が発生した場合の電気回路の接点動作についての事例を周知しました。また、速やかに処理する必要がある場合であっても重要な作業については、作業主管グループは、接点動作の誤解を排除するため、電気回路図の塗りつぶしによるチェックを実施し、当該電気回路図を作業許可書に添付することで当直のチェックが図られるようマニュアルに反映するとともに、当直は、作業主管グループと合同で関連する電気回路図の再確認をします。(5)</p>
9	H17.10.21	<p>平成17年10月21日、「RHR(停止時冷却)系A配管破断」の警報が発生しました。当該警報は、原子炉再循環系配管の取替え工事に伴い、弁の作動試験のための電気回路の安全処置を行った際に、安全処置を行う箇所を誤ってしまったことにより、誤警報が発生したもので、その後、電気回路の安全処置を復旧し、警報は解除しました。対策として、今後、電気回路の安全処置の実施を行う際には、当社は協力企業が定める 照合・呼唱・復唱手順を確認した上で作業が実施されるようにし、</p>

		これをマニュアルに反映します。また、安全処置に関するマニュアルについて、当該の作業主管グループの監理員の再教育を実施するとともに、今回の事象について当社にて事例検討を実施しました。(6)
10	H17.11.19	<p>定期検査中の当所3号機において、平成17年11月19日午後1時20分頃、「B系原子炉自動スクラム」の警報が発生しました。</p> <p>当該警報は、タービンバイパス弁他の機能検査時に不要な警報が発せられないようジャンパー線により安全処置がなされていたところ、その復旧を誤ったことにより、誤って警報が発生したものです。その後、当該安全処置を再度実施して当該警報は解除されました。</p> <p>なお、本事象は警報のみ発生したもので、全制御棒は全挿入の状態であり安全上の問題はなく、これによる外部への放射能の影響はありませんでした。</p> <p>調査の結果、当該ジャンパー線は、別の作業により検査終了後もそのまま設置しておくべきところ、誤って復旧させてしまったことが分かりました。これは、別の作業で当該ジャンパー線が使用中であることを示す表示札は設置してありましたが、他のジャンパー線の表示札の下に重なっており確認しにくい状態にあったことから、当直員がこれに気付かなかったことによるものでした。</p> <p>今後、安全処置を復旧する際には、他の作業による安全処置の表示札がないか、十分確認した上で実施すること、および、ジャンパー線に複数の表示札を設置する場合には、片側にまとめて取り付けることにより確認しやすい状態とすることとします。また、今回の事象について当社にて事例検討を実施することとしました。今後、安全処置の復旧を誤った原因について調査いたします。(7)</p>
11	H17.11.28	<p>平成17年11月28日、原子炉起動前の圧力抑制室内の最終点検を実施しました。点検の結果、糸状のもの1本(長さ約30cm×直径約0.1cm)を確認・回収しました。これは、前回の点検では確認しにくい部位にあったものが、圧力抑制室内の水の動きにより移動してきたものと推定しております。今後とも、引き続き異物混入防止対策を徹底してまいります。(8)</p>

Aの件名は、

No.	発生日	内容及び処置
1	H17.1.25	<p>主排気筒における放射性物質の定例分析で、粒子状の放射性物質(クロム51およびマンガン54)を測定した結果、検出限界値をわずかに超える濃度を確認しました。今回の事象における粒子状物質の放出量が極微量であり、かつ放出の継続性がなかったことにより、定期検査における作業状況、設備の不具合などについて調査・確認を行いましたが、原因の特定にはいたりませんでした。今後も、定例分析にて排気筒における放射性物質の放出の有無を確認するとともに、類似の事象が発生した際は速やかに調査を行い、放出源の特定に努めてまいります。(1)</p>
2	H17.2.7	<p>発電所の屋外(非管理区域)に設置してある主変圧器の点検において、絶縁油の抜き取り作業を実施中、協力企業作業員が変圧器基礎部上へ油が漏れていることを発見し、当社社員がこれを確認しました。その後、消防本部へ連絡しました。漏えいは、主変圧器油抜きの元弁を閉めたことにより停止しました。対策として、今後は、最終判断者の確実な確認を得ることおよびチェックリストを用いることにより確実な確認を実施します。(2)</p>
3	H17.2.11	<p>原子炉建屋6階の使用済燃料プール内で調査のために実施している制御棒案内管のクラッド採取作業において、クラッドを吸引した後の排水が原子炉ウェル水面付近の換気口から換気ダクト内へ流入していることを発見しました。換気ダクト内への流入は、ただちに作業用排水ポンプを止めたことにより停止しました。その後、当社運転員がパトロールしたところ、原子炉建屋5階において水が換気ダクトの継ぎ目から床へ漏れいしていることを確認しました。対策として、今後は、排水ホースは換気口からできるだけ遠ざけて設置するとともに、複数箇所確実に固定するなど、対策を施します。(3)</p>

4	H17.3.7	<p>タービン建屋復水器付近の床への漏えいを示す警報が発生しました。当社当直員が、同建屋地下2階の循環水系(C)配管点検用マンホール仮設蓋から海水が溢れ、床に漏えいしていることを確認しました。漏えいは、当該配管上流に設置してある循環水ポンプ(C)の吐出弁を閉めたことにより止まりました。漏えいした海水(非放射性)は、約130キロリットルでした。対策として、今後は、一定の水位で自動起動する仮設ポンプを使用することとし、海水の循環水系配管内への流れ込みを防止いたします。また、当該構造物の塗装修理および当該鋼製板の水密ゴムの交換を行うとともに、今後、鋼製板を設置する際には、構造物の塗装状況および水密ゴムの確認を行います。(5)</p>
5	H17.3.31	<p>空気圧縮機の冷却設備の点検を実施していたところ、冷却に使用した水を一時的に受けるタービン建屋内のタンク(「海水ストームサンプ」)の水位が高くなったことを示す警報が発生した。当直員がタービン建屋地下2階の現場を確認したところ、同タンクから溢れた水が海水ストームサンプピットへ流れ込み滞留していたことを確認しました。サンプピットに流入した水は約700リットルで、放射能による汚染は無く、回収処理しました。対策として、排水ポンプ起動用レベルスイッチの交換および排水ポンプ自動起動回路の改造を実施いたします。(6)</p>
6	H17.4.25	<p>タービン建屋地下1階(管理区域)において、給水ポンプ入口圧力計測用配管の溶接作業のため、配管端部の切削をする機械(加工機という)の調整を行っていた作業員が、誤って加工機の刃で左手小指の付け根部から甲にかけて負傷しました。応急処置後、業務車にて病院に搬送しました。対策として、今後、同様の作業を行う際には、加工機の駆動用空気ホースを外してから行うように、加工機に注意喚起の表示を取り付けるとともに、今回の事象を協力企業との会議の場で事例として紹介し、再発防止に努めます。(7)</p>
7	H17.5.31	<p>圧力抑制室内の水中に設置されている残留熱除去系配管入口ストレーナの点検を実施していたところ、当該系統(A)のストレーナの吸い込み口であるパンチングメタル(鋼板に直径12ミリの穴が配置されているもの)を覆っている金網の当該パンチングメタルの穴の位置に約8ミリ×約5ミリ(通常の間目:約1.5ミリ×約1.5ミリ)の破れが1箇所あることを当社社員が確認しました。また、これ以外にパンチングメタルの穴部以外のところでも金網が破れている箇所が13箇所(A系10箇所、B系1箇所、C系2箇所)確認しました。対策として、当該金網の破れ部については、異物を吸い込む可能性を低減する観点から、当該金網の破れ部のうちパンチングメタル穴部および穴部に近い箇所を閉止板で塞ぐ補修を行いました。今後も異物管理および作業管理の徹底を図り、圧力抑制室内の最終点検時にストレーナの点検を実施いたします。また、次回の定期検査時において、当該ストレーナを含む非常用炉心冷却系のストレーナについては、全て交換する予定です(9)</p>
8	H17.7.28	<p>平成17年7月26日より燃料装荷作業を実施中のところ、燃料集合体1体が装荷途中で何かに接触したことにより装荷できない状況となったため、作業を中断しました。その後、当該燃料集合体を水中カメラにて調査したところ、28日に燃料集合体とそれを取り囲むチャンネルボックスとを固定する金具(チャンネルファスナー)の板状のスプリングが曲がって、制御棒の転倒防止用治具(ダブルブレードガイド)の吊り上げ用ハンドル部にかかっていることを確認しました。チャンネルファスナーの構造・形状から原因を推定したところ、過去の燃料装荷作業時に他の燃料集合体の下端部が当該燃料のチャンネルファスナーのスプリングに接触して外側にせり出すような若干の変形が生じその状態で燃料装荷を実施したことによりスプリングがめくりあがったものと判断しました。当面の対策として、装荷する燃料のうち、過去の定検で実施された燃料取替えの際に他の燃料集合体の下端等によりスプリングの肩部に荷重が加わった可能性のある燃料について、燃料のチャンネルファスナーを点検し異常のないことを確認し、炉内に装荷します。また、恒久対策としては設計構造の変更を検討します。(10)</p>
9	H17.7.30	<p>上記事象の対応として、原因調査のため当該燃料集合体を使用済燃料プールへ移動させ、燃料集合体の移動に使用していた燃料取替機主マストの格納操作を行っていたところ、7月30日、完全に格納する前に異音を確認したことから格納操作を</p>

		<p>中断しました。当該マストを目視点検したところ、主マストの先端に取り付けられている燃料掴み具の過剰な回転防止用に設置してある固定金具（ストップ）を固定している2本のボルトのうち1本が切れており、当該固定金具が外側にはみ出してマストに接触していたことを確認しました。原因は、チャンネルファスナースプリングの引っかかった燃料集合体を吊り上げる際、チャンネルファスナーとダブルブレードガイドのハンドル部の引っかかりを外すため、燃料掴み具が固定されている状態で主マストを手動で回転操作を行った結果、この回転操作により、アームがストップに当たって曲がり、ストップを固定しているボルト部に力がかかってボルトが切れたものと推定しました。対策として、今後、燃料掴み具が固定された状態では主マストを回転させないように、マスト操作場所近傍に注意事項を掲示し、周知徹底を図ります。（ 11）</p>
10	H17.9.28	<p>原子炉再循環系配管の修理作業を実施していたところ、9月27日、当該作業に伴い原子炉ウェル内に設置したダストを監視している仮設ダストモニタの測定値が上昇しました。主排気筒放射線モニタの変動はありませんでしたが、9月28日、主排気筒に設置されているサンプリング用の集じんフィルタの試料を採取し分析したところ、粒子状の放射性物質（コバルト60）を検出・確認しました。その後、10月4日、主排気筒に設置されている、もう一つの系統のサンプリング用集じんフィルタの試料（9月27日から10月4日の間サンプリング）を採取し、週1回行っている定例測定を実施したところ、粒子状の放射性物質（コバルト60、マンガン54）が検出されました。今回の粒子状の放射性物質が検出された原因についても、9月27日の当該作業にともない発生した放射性物質を含むダストが原子炉ウェルに設置してある換気口を通じて主排気筒のサンプリング用集じんフィルタに捕捉されたものと推定しました。</p> <p>なお、マンガン54については、9月28日の測定では検出限界値未満で検出されませんでしたでしたが、今回の定例測定においては、バックグラウンド計数値の変動によりマンガン54の検出限界値が下がったことで、検出されたものと推定しました。</p> <p>主排気筒での測定データをもとに周辺監視区域外における濃度を評価したところ、コバルト60が1.1×10^{-12} Bq/cm³で、マンガン54が6.5×10^{-14} Bq/cm³でした。この値は告示濃度に比べ十分低い値です。</p> <p>対策として、今後は、原子炉圧力容器が原子炉建屋6階のオペレーションフロアに対して負圧であることを引き続き監視するとともに、原子炉ウェルに仮設の差圧計を新たに設置し、原子炉圧力容器が原子炉ウェルに対しても負圧となるよう監視します。（ 12）</p>
11	H17.10.15	<p>平成17年10月15日、「原子炉冷却材浄化系差流量高」の警報が発生しました。流量計の指示値を確認したところ、流量計（A）の指示値に異常はありませんでしたが、流量計（B）に差流量高を示す指示値の変動を確認しました。原因は、閉止していた低圧側検出元弁にごく微量のシートリークがあったことにより、流量計の圧力に差が生じたことによるものと推定しました。対策として、差圧の検出を行っている計器の検出元弁を閉める場合には、当該弁のシートリーク等による差圧発生の影響を回避できるよう、計器の均圧弁を開状態としておくことをマニュアルに反映するとともに、作業主管グループおよび当直に周知しました。（ 13）</p>
12	H17.10.25	<p>原子炉建屋6階に設置されている原子炉ウェルカバーの移動作業中、当該カバーの吊り上げ金具の収納部に水溜まりがあることを協力企業作業員および当社社員が発見しました。溜まっていた水の量は約112リットル、放射線量は約7.2×10^5ベクレルでした。対策として、吊り上げ金具収納部は水が入らないよう切り込み部の養生を行うこと、および原子炉建屋6階で使用済燃料プール等の清掃を行う際は、水が漏れてもすぐに発見できるよう監視員を配置することといたします。なお、本事象の事例検討を行い、注意喚起を図ることといたします。（ 14）</p>

13	H17.11.24	<p>平成 17 年 11 月 24 日午後 0 時 6 分頃および同 0 時 10 分頃，原子炉建屋内換気系の排気中に含まれる放射エネルギーを測定しているモニタ（原子炉建屋換気系排気放射線モニタ）の指示値が増加したことを示す警報が発生しました。警報が発生した原因は，原子炉建屋 4 階に設置されている原子炉建屋換気系排気放射線モニタ（A，B，C，D）のうち，モニタ（D）の指示値の増加によるものですが，他のモニタ（A，B，C）については指示値に変動がなく，当該モニタが設置されている場所（原子炉建屋 4 階南東側）での作業等は実施していないことから，当該モニタ（D）の誤動作と推定しました。</p> <p>今後，当該モニタ（D）については，新品に交換するとともに誤動作した原因について調査します。（ 15）</p>
----	-----------	--

B の件名は，

No.	発生日	内容及び処置
1	H17.11.16	原子炉隔離時冷却系設備検査（その 3）において，原子炉隔離時冷却水ポンプ駆動タービン回転数他に判定基準逸脱が認められたため，調査及び対応検討をしております。

このうち，公表区分 以上のものは計 2 4 件（発電所全体 6 4 件）で事象概要とその後の措置，対応については下表の通りです。

公表区分 ： 1 件

区分	事象概要とその後の措置	対応
- 1	<p><u>件名：制御棒案内管等の移動作業に係る不適合について</u></p> <p>平成 17 年 2 月 10 日に制御棒駆動機構ハウジングスタブチューブ下部溶接部の点検のため制御棒案内管等を原子炉内から使用済燃料プールに移動する作業を行っていたところ，原子炉建屋換気系排気放射線モニタおよび燃料取替エリア排気放射線モニタからの信号を発信させない処置を施したままであることを運転員が気付き，当該処置を解除しました。</p> <p>「 5 .(2) 制御棒案内管等の移動作業に係る不適合について」にて回答</p>	「 5 .(2) 制御棒案内管等の移動作業に係る不適合について」にて回答

公表区分 ： 8 件

区分	事象概要とその後の措置	対応
- 1	<p><u>件名：地震検出器点検時における警報発生について</u></p> <p>平成 17 年 2 月 3 日，地震検出器等に電源を供給している充電器盤を取り替えるために仮設電源につなぐ作業を実施していたところ，「 B 系原子炉自動スクラム」，「地震加速度大トリップ」の警報が発生しました。</p> <p>「 5 .(1) 地震検出器点検時における警報発生について」にて回答</p>	「 5 .(1) 地震検出器点検時における警報発生について」にて回答

<p>- 2</p>	<p><u>件名：圧力抑制室内における足場板の落下について</u></p> <p>平成 17 年 4 月 25 日 , 圧力抑制室内プール水温度検出器保護管の修理工事準備作業中 , アルミ製足場板 1 個 (長さ約 100 cm × 幅約 25 cm) を圧力抑制室内プールに落下させてしまった。</p> <p>落下した足場板については , 圧力抑制室の点検に合わせ , 確認・回収しました。</p> <p>「 5 . (4) 圧力抑制室内の点検・清掃について」にて回答</p>	<p>「 5 . (4) 圧力抑制室内の点検・清掃について」にて回答</p>
<p>- 3</p>	<p><u>件名：原子炉再循環系配管のひびについて</u></p> <p>応力腐食割れ対策を実施予定の原子炉再循環系配管の62個の継手について , 平成17年3月9日より超音波探傷検査を実施したところ , 1 個の継手の 1 箇所 に長さ約17mm , 深さ約5.8mmのひびが確認されました。また , ひびが確認された当該配管における健全性評価制度に基づく評価結果を取りまとめ , 経済産業省原子力安全・保安院へ報告しました。</p> <p>「 5 . (3) 原子炉再循環系配管のひびについて」にて回答</p>	<p>「 5 . (3) 原子炉再循環系配管のひびについて」にて回答</p>
<p>- 4</p>	<p><u>件名：圧力抑制室内の点検・清掃について</u></p> <p>平成 17 年 4 月 30 日より圧力抑制室内の水中補修塗装の準備作業として圧力抑制室内の点検・清掃作業および水の浄化作業を実施しました。この作業において , 針金 1 本 (直径約 0.2 cm × 長さ約 15 cm) , テープ片 1 個 (約 7.5 cm × 約 5 cm) , および平成 17 年 4 月 25 日に落下させた足場板 1 枚 (長さ約 100 cm × 幅約 25 cm) を回収しました。</p> <p>「 5 . (4) 圧力抑制室内の点検・清掃について」にて回答</p>	<p>「 5 . (4) 圧力抑制室内の点検・清掃について」にて回答</p>
<p>- 5</p>	<p><u>件名：原子炉冷却材浄化系における警報発生について</u></p> <p>平成 17 年 10 月 15 日 , 「原子炉冷却材浄化系差流量高」の警報が発生しました。流量計の指示値を確認したところ , 流量計 (A) の指示値に異常はありませんでしたが , 流量計 (B) に差流量高を示す指示値の変動を確認しました。</p> <p>当該系統は停止状態であり , 本来 , 流量は検出されない状態であることから , 現場にて流量計 (B) の流量計測配管の圧力差をなくす操作を行ったところ , 指示値が正常な値に戻るとともに警報も解除されました。</p> <p>その後 , 警報発生の原因調査を行っていましたが , 10 月 17 日 , 原因調査のため警報発生防止の安全処置を行ったところ , 当該安全処置が誤っていたことから同警報が再度発生しました。警報は , 当該安全処置を復旧したことにより解除されました。</p> <p>「 5 . (6) 原子炉冷却材浄化系における警報発生について」にて回答</p>	<p>「 5 . (6) 原子炉冷却材浄化系における警報発生について」にて回答</p>

- 6	<p>件名：原子炉再循環系配管取替え工事に伴う警報発生について</p> <p>平成 17 年 10 月 21 日「RHR（停止時冷却）系 A 配管破断」の警報が発生しました。当該警報が発生した原因は、原子炉再循環系配管の取替え工事に伴い、弁の作動試験のための電気回路の安全処置を行った際に、安全処置を行う箇所を誤ってしまったことにより、誤警報が発生したものです。</p> <p>「5.(7)原子炉再循環系配管取替え工事に伴う警報発生について」にて回答</p>	「5.(7)原子炉再循環系配管取替え工事に伴う警報発生について」にて回答
- 7	<p>件名：「B系原子炉自動スクラム」警報の発生について</p> <p>平成 17 年 11 月 19 日午後 1 時 20 分頃、「B系原子炉自動スクラム」の警報が発生いたしました。</p> <p>当該警報は、タービンバイパス弁他の機能検査終了後の安全処置の復旧を誤ったことにより、誤警報が発生したものです。その後、当該安全処置を再度実施したことにより警報は解除されました。</p> <p>「5.(8)「B系原子炉自動スクラム」警報の発生について」にて回答</p>	「5.(8)「B系原子炉自動スクラム」警報の発生について」にて回答
- 8	<p>件名：圧力抑制室内の最終点検結果について</p> <p>平成 17 年 11 月 28 日、原子炉起動前の圧力抑制室内の最終点検を実施しました。点検の結果、糸状のもの 1 本（長さ約 30 cm × 直径約 0.1 cm）を確認・回収しました。</p> <p>「5.(4)圧力抑制室内の点検・清掃について」にて回答</p>	「5.(4)圧力抑制室内の点検・清掃について」にて回答

公表区分：15件

区分	事象概要とその後の措置	対応
- 1	<p>件名：主排気筒における放射性物質の検出について</p> <p>平成17年1月25日、3号機主排気筒における放射性物質の定例分析で、粒子状の放射性物質（クロム51およびマンガン54）を測定した結果、検出限界値をわずかに超える濃度を確認しました。</p> <p>主排気筒での測定データをもとに周辺監視区域外における濃度を評価したところ、クロム51が2.9×10^{-13}ベクレル/cm³、マンガン54が3.4×10^{-14}ベクレル/cm³であり、この値は告示濃度に比べいずれも十分低い値です。</p> <p>その後、約2週間は測定頻度を定例の週1回から1日1回に増やして監視を強化し、放出が継続していないことを確認しました。また、現在に至るまでの定例分析においても放出は確認されておりません。</p> <p>なお、今回の事象の要因として、定期検査における作業状況、設備の不具合などについて調査・確認を行いました。原因の特定には至りませんでした。これは、今回の事象における粒子状物質の放出量が極微量であり、かつ放出の継続性がなかったことによるものと推定しております。</p>	<p>今後も、定例分析にて排気筒における放射性物質の放出の有無を確認するとともに、類似の事象が発生した際は速やかに調査を行い、放出源の特定に努めてまいります。</p>

<p>- 2</p>	<p>件名：主変圧器からの油漏れについて</p> <p>平成 17 年 2 月 7 日，発電所の屋外（非管理区域）に設置してある主変圧器の点検において，絶縁油の抜き取り作業を実施中，協力企業作業員が変圧器基礎部上へ油が漏れていることを発見し，当社社員がこれを確認しました。その後，消防本部へ連絡しました。漏えいは，主変圧器油抜き元の弁を閉めたことにより停止しました。現場を調査したところ，防油堤内の床に残留した油の量は約 2 . 5 リットルで，防油堤内の側溝より回収した油の量は約 5 6 リットルでした。</p> <p>なお，漏えいした油については清掃を実施しました。</p> <p>原因は，絶縁油の抜き取り作業前に当該油分析のために配管を取外し，採油を行っていたが，当該配管を取り付ける前に，現場状況の十分な確認をしないまま絶縁油の抜き取り作業を開始したため，外れていた配管部分より漏えいしたものと判断しました。</p>	<p>今後は，最終判断者の確実な確認を得ることおよびチェックリストを用いることにより確実な確認を実施します。</p>
<p>- 3</p>	<p>件名：原子炉建屋内における水漏れについて</p> <p>平成 17 年 2 月 11 日，原子炉建屋 6 階の使用済燃料プール内で調査のために実施している制御棒案内管のクラッド採取作業において，クラッドを吸引した後の排水が原子炉ウェル水面付近の換気口から換気ダクト内へ流入していることを発見しました。換気ダクト内への流入は，ただちに作業用排水ポンプを止めたことにより停止しました。その後，当社運転員がパトロールしたところ，原子炉建屋 5 階において水が換気ダクトの継ぎ目から床へ漏れいしていることを確認しました。</p> <p>調査の結果，当該作業において，制御棒案内管のクラッドを吸引する際，吸引後の排水をホースで原子炉ウェルに戻していたところ，手すりに固縛してあったホースが固縛した部分を支点に動き，ホースの先端が当該換気口へ向いたため流入させてしまったことが判明しました。</p> <p>換気口へ流入した水のほとんどは，当該ダクトに設置してある排水管により適切に処理しました。</p> <p>換気ダクトの継ぎ目から床に漏れいした水の量は約 2 . 6 リットル，全放射能量は約 1.9×10^3 ベクレル（ラジウム温泉の約 0.02 リットルに相当する量）で，清掃を実施しました。</p>	<p>今後は，水ホースは換気口からできるだけ遠ざけて設置するとともに，複数箇所確実に固定するなど，対策を実施します。</p>
<p>- 4</p>	<p>件名：協力企業作業員の負傷について</p> <p>平成 17 年 2 月 12 日，3・4 号機コントロール建屋 2 階の計算機室（非管理区域）において，協力企業作業員が 3 号機プロセス計算機の実替作業を行っていたところ，作業場床の開口部（深さ約 60cm）へ転倒し，顔に切り傷および左足打撲を負ったため，業務車にて病院へ搬送しました。</p> <p>病院にて治療を行った後，協力企業事務所に戻ったところ，痙攣のような症状が確認されたため，救急車を要請し，病院へ搬送しました。検査の結果，異常は確認されませんでした。同日，経過観察のため入院しました。その後，本日の再検査の結果，痙攣事象については異常なし，左足打撲の経過観察のため 2 日程度の入院が必要との所見が得られました。</p> <p>原因は，作業場床の開口部をまたいだ際に，足をかけた床タイルが滑り落ちたことにより転倒したものであることが判明しました。</p>	<p>今後は，作業上床を開口する場合には，床タイルが滑り落ちないように配置するとともに，確認をすることにより，作業安全に努めます。</p>

<p>- 5</p>	<p>件名：タービン建屋内における海水の漏えいについて</p> <p>平成 17 年 3 月 7 日，タービン建屋復水器付近の床への漏えいを示す警報が発生しました。当社当直員が，現場にて，同建屋地下 2 階の循環水系（C）配管点検用マンホール仮設蓋から床に海水が溢れ，漏えいしていることを午前 4 時頃確認しました。漏えいは，当該配管上流に設置してある循環水ポンプ（C）の吐出弁を閉めたことにより止まりました。漏えいした海水（非放射性）は，約 130 キロリットルでした。</p> <p>調査の結果，当該ポンプの取水のために海水を流し込む循環水ポンプ室に大量の海水が流入しないよう堰止め用の鋼製板で堰止めをしておりますが，当該鋼製板と構造物の間から海水が当該ポンプ室へ流入し，当該室内から循環水系の配管へ流れ込んだことにより，配管点検用マンホール仮設蓋（密閉性なし）から海水が溢れ出たことが判明しました。</p> <p>当該ポンプ室に海水が流入した原因を調査した結果，当該鋼製板に変形等の異常は確認されませんでした。構造物については，漏えい箇所近傍に貝等の影響によるものと思われる塗装の剥離が確認しました。このことから，波などの影響で鋼製板が動いて構造物との間に貝等が入り込んだために，当該ポンプ室に大量の海水が流入したものと推定しました。また，当該ポンプ室には堰止め後もある程度の海水の流入があるため，仮設ポンプを設置し手動で起動して排水していましたが，これまでの海水の流入実績から作業休止中の排水処理は不要と判断し，漏えい発生時は仮設ポンプを停止状態にしていたため，排水されませんでした。</p>	<p>対策として，以下のことを実施いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は，一定の水位で自動起動する仮設ポンプを使用することとし，海水の循環水系配管内への流れ込みを防止いたします。 ・ 当該構造物の塗装修理および当該鋼製板の水密ゴムの交換を行うとともに，今後，鋼製板を設置する際には，構造物の塗装状況および水密ゴムの確認を行います。
<p>- 6</p>	<p>件名：タービン建屋海水ストームサンプピットへの水の流入について</p> <p>平成 17 年 3 月 31 日，空気圧縮機の冷却設備の点検を実施していたところ，冷却に使用した水を一時的に受けるタービン建屋内のタンク（「海水ストームサンプ」）の水位が高くなったことを示す警報が発生しました。</p> <p>当直員がタービン建屋地下 2 階の現場を確認したところ，同タンクから溢れた水が海水ストームサンプピットへ流れ込み滞留していたことを確認しました。サンプピットに流入した水は約 700 リットルで，放射能による汚染は無く，回収処理しました。</p> <p>なお，同タンクの排水ポンプは現場確認中に自動起動し，タンク内の水位は下がりました。</p> <p>調査の結果，サンプピットに水が流れ込んだ原因は，同タンクの水位が排水ポンプを起動させるレベルに到達しても排水ポンプが起動せず，タンク内の水が満杯となりサンプピットに溢れ出たものと推定しました。また，排水ポンプが起動しなかった原因は，排水ポンプ自動起動用レベルスイッチの一時的な動作不良によるものと推定いたしました。</p>	<p>対策として以下のことを実施いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排水ポンプ起動用レベルスイッチの交換。 ・ 排水ポンプ自動起動回路の改造。

<p>- 7</p>	<p><u>件名：タービン建屋における協力企業作業員の負傷について</u></p> <p>平成 17 年 4 月 25 日、タービン建屋地下 1 階（管理区域）において、給水ポンプ入口圧力計測用配管の溶接作業のため、配管端部の切削をする機械（加工機という）の調整を行っていた作業員が、誤って加工機の刃で左手小指の付け根部から甲にかけて負傷しました。応急処置後、業務車にて病院に搬送しました。診察の結果、左手甲の切り傷と診断され、治療後、協力企業の事務所に戻りました。</p> <p>調査の結果、加工機駆動用空気ホースを外さないで調整を行なったところ、加工機本体にある作動スイッチが当該作業員の左膝と接触してスイッチが入り、加工機の刃が回転してその刃で負傷したことがわかりました。</p>	<p>今後、同様の作業を行う際には、加工機の駆動用空気ホースを外してから行うように、加工機に注意喚起の表示を取り付けるとともに、今回の事象を協力企業との会議の場で事例として紹介し、再発防止に努めます。</p>
<p>- 8</p>	<p><u>件名：原子炉建屋における協力企業作業員の負傷について</u></p> <p>平成 17 年 4 月 26 日、原子炉建屋 2 階（管理区域）において、制御棒駆動機構を運搬台車へ積み込み作業中、台車のスライド式の「ふた」を閉めていた作業員が、右手小指を当該ふたに挟み負傷した。応急処置後、救急車にて病院に搬送しました。診察の結果、右手小指の切り傷および骨折と診断され、治療後、協力企業の事務所に戻りました。</p> <p>調査の結果、作業員は、当該の「ふた」が遮へい用のため鉛製で重くスライドさせにくいことから体重をかけて閉めようとした際、誤って「ふた」で挟んでしまう位置に右手を置いてしまい、当該の「ふた」と別の「ふた」との間に右手小指を挟んでしまったことがわかりました。</p>	<p>今後、台車の遮へい用の「ふた」を閉める作業を行う際に、指を挟まないよう注意喚起の表示を台車に取り付けるとともに、今回の事象を協力企業との会議の場で事例として紹介し、再発防止に努めます。</p>
<p>- 9</p>	<p><u>件名：残留熱除去系吸込ストレーナ部の金網の破れについて</u></p> <p>圧力抑制室内の水中に設置されている残留熱除去系配管入口ストレーナの点検を実施していたところ、平成 17 年 5 月 31 日、当該系統（A）のストレーナの吸い込み口であるパンチングメタル（鋼板に直径 12 mm の穴が配置されているもの）を覆っている金網の当該パンチングメタルの穴の位置に約 8 mm × 約 5 mm（通常の網目：約 1.5 mm × 約 1.5 mm）の破れが 1 箇所あることを当社社員が確認しました。また、これ以外にパンチングメタルの穴部以外のところでも金網が破れている箇所が 13 箇所（A 系 10 箇所、B 系 1 箇所、C 系 2 箇所）確認しました。</p> <p>「5.(5) 残留熱除去系吸込ストレーナ部の金網の破れについて」にて回答</p>	<p>「5.(5) 残留熱除去系吸込ストレーナ部の金網の破れについて」にて回答</p>

<p>- 10</p>	<p>件名：燃料装荷作業時の不具合について</p> <p>平成 17 年 11 月 26 日より燃料装荷作業を実施中のところ、燃料集合体 1 体が装荷途中で何かに接触したことにより装荷できない状況となったため、作業を中断しました。その後、当該燃料集合体を水中カメラにて調査したところ、28 日に燃料集合体とそれを取り囲むチャンネルボックスとを固定する金具(チャンネルファスナー)の板状のスプリングが曲がって、制御棒の転倒防止用治具(ダブルブレードガイド)の吊り上げ用ハンドル部にかかっていることを確認しました。チャンネルファスナーの構造・形状から原因を推定したところ、過去の燃料装荷作業時に他の燃料集合体の下端部が当該燃料のチャンネルファスナーのスプリングに接触して外側にせり出すような若干の変形が生じその状態で燃料装荷を実施したことによりスプリングがめくりあがったものと判断しました。</p>	<p>当面の対策として、装荷する燃料のうち、過去の定検で実施された燃料取替えの際に他の燃料集合体の下端等によりスプリングの肩部に荷重が加わった可能性のある燃料について、燃料のチャンネルファスナーを点検し異常のないことを確認し、炉内に装荷します。また、恒久対策としては設計構造の変更を検討します。</p>
<p>- 11</p>	<p>件名：燃料取替機主マストの格納不良について</p> <p>上記事象の対応として、原因調査のため当該燃料集合体を使用済燃料プールへ移動させ、燃料集合体の移動に使用していた燃料取替機主マストの格納操作を行っていたところ、7月30日、完全に格納する前に異音を確認したことから格納操作を中断しました。当該マストを目視点検したところ、主マストの先端に取り付けられている燃料掴み具の過剰な回転防止用に設置してある固定金具(ストッパ)を固定している2本のボルトのうち1本が切れており、当該固定金具が外側にはみ出してマストに接触していたことを確認しました。原因は、チャンネルファスナーのスプリングの引っかかった燃料集合体を吊り上げる際、チャンネルファスナーとダブルブレードガイドのハンドル部の引っかかりを外すため、燃料掴み具が固定されている状態で主マストを手動で回転操作を行った結果、この回転操作により、アームがストッパに当たって曲がり、ストッパを固定しているボルト部に力がかかってボルトが切れたものと推定しました。</p>	<p>今後、燃料掴み具が固定された状態では主マストを回転させないように、マスト操作場所近傍に注意事項を掲示し、周知徹底を図ります。</p>

<p>- 12</p>	<p><u>件名：主排気筒における微量な放射性物質の検出について</u></p> <p>平成17年9月26日より原子炉再循環系配管の修理作業を実施していたところ、9月27日、当該作業に伴い原子炉ウェル内に設置したダストを監視している仮設ダストモニタの測定値が上昇しました。主排気筒放射線モニタの変動はありませんでしたが、9月28日、主排気筒に設置されているサンプリング用の集じんフィルタの試料を採取し分析したところ、粒子状の放射性物質(コバルト60)を検出・確認しました。その後、10月4日、主排気筒に設置されている、もう一つの系統のサンプリング用集じんフィルタの試料(9月27日から10月4日の間サンプリング)を採取し、週1回行っている定例測定を実施したところ、粒子状の放射性物質(コバルト60、マンガン54)が検出されました。今回の粒子状の放射性物質が検出された原因についても、9月27日の当該作業にともない発生した放射性物質を含むダストが原子炉ウェルに設置してある換気口を通じて主排気筒のサンプリング用集じんフィルタに捕捉されたものと推定しました。</p> <p>なお、マンガン54については、9月28日の測定では検出限界値未満で検出されませんでした。今回の定例測定においては、バックグラウンド計数値の変動によりマンガン54の検出限界値が下がったことで、検出されたものと推定しました。</p> <p>主排気筒での測定データをもとに周辺監視区域外における濃度を評価したところ、コバルト60が1.1×10^{-12} Bq / cm³で、マンガン54が6.5×10^{-14} Bq / cm³でした。この値は告示濃度に比べ十分低い値です。</p> <p>なお、仮設ダストモニタの測定値の上昇を確認したため当該作業を中断したことなどにより、モニタの測定値は通常値に戻りました。</p> <p>当該作業においては、放射性物質の拡散防止のため、集じんフィルタ機能をもつ局所排風機により作業場所を負圧に維持していましたが、原子炉建屋6階のオペレーションフロアとの差圧管理を行っていたものの原子炉ウェルとの差圧管理は行っておらず、作業場所から原子炉ウェルにダストが流れ、当該換気口より吸引されたものと考えます。</p>	<p>今後は、原子炉圧力容器が原子炉建屋6階のオペレーションフロアに対して負圧であることを引き続き監視するとともに、原子炉ウェルに仮設の差圧計を新たに設置し、原子炉圧力容器が原子炉ウェルに対しても負圧となるよう監視します。</p>
<p>- 13</p>	<p><u>件名：原子炉冷却材浄化系における警報発生について</u></p> <p>平成17年10月15日、「原子炉冷却材浄化系差流量高」の警報が発生した。流量計の指示値を確認したところ、流量計(A)の指示値に異常はありませんでしたが、流量計(B)に差流量高を示す指示値の変動を確認しました。</p> <p>「5.(6)原子炉冷却材浄化系における警報発生について」にて回答</p>	<p>「5.(6)原子炉冷却材浄化系における警報発生について」にて回答</p>

<p>- 14</p>	<p><u>件名：原子炉建屋における水溜まりの発見について</u></p> <p>原子炉建屋 6 階に設置されている原子炉ウェルカバーの移動作業中，平成 17 年 10 月 25 日，当該カバーの吊り上げ金具の収納部に水溜まりがあることを協力企業作業員および当社社員が発見しました。溜まっていた水の量は約 112 リットル，放射エネルギーは約 7.2×10^5 ベクレルでした。溜まっていた水は回収し，拭き取りにより清掃を実施しました。</p> <p>水溜まりがあった原因を調査したところ，10 月 13 日に実施した使用済燃料プール内キャスクピットの清掃作業において，仮設ポンプ出口に繋がれているホースに長さ 7 mm 程度の切れ目があり，そこから原子炉ウェルカバーの吊り上げ金具の収納部付近の養生シートに水がこぼれた事象がありました。養生シート上の水はわずかであったことから，拭きとりにより速やかに清掃しましたが，当該収納部の養生シートには吊り上げ作業の際に支障がないよう切り込みをしてあり，その切り込み部の養生をしていなかったため，こぼれた水の大部分はここから当該収納部へ流れ込んだものと推定しました。</p>	<p>対策として，吊り上げ金具収納部は水が入らないうちの切り込み部の養生を行うこと，および原子炉建屋 6 階で使用済燃料プール等の清掃を行う際は，水が漏れてもすぐに発見できるよう監視員を配置することといたします。なお，本事象の事例検討を行い，注意喚起を図ることといたします。</p>
<p>- 15</p>	<p><u>件名：定検中における警報の発生について</u></p> <p>平成 17 年 11 月 24 日午後 0 時 6 分頃および同 0 時 10 分頃，原子炉建屋内換気系の排気中に含まれる放射エネルギーを測定しているモニタ（原子炉建屋換気系排気放射線モニタ）の指示値が増加したことを示す警報が発生しました。警報が発生した原因は，原子炉建屋 4 階に設置されている原子炉建屋換気系排気放射線モニタ（A，B，C，D）のうち，モニタ（D）の指示値の増加によるものですが，他のモニタ（A，B，C）については指示値に変動がなく，当該モニタが設置されている場所（原子炉建屋 4 階南東側）での作業等は実施していないことから，当該モニタ（D）の誤動作と推定しました。</p>	<p>今後，当該モニタ（D）については，新品に交換するとともに誤動作した原因について調査します。</p>

(参考)

不適合管理*1については、不適合管理の基本ルールを「不適合管理マニュアル」として平成15年2月に制定し、不適合報告方法の改善等を含め不適合処理のプロセスを明確にしています。不適合管理の事象別区分は、以下のとおりとしており不適合管理委員会にて決定しています。

* 1：不適合管理

不適合は、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

区分	事象の概要
As	法律，大臣通達，安全協定に基づく報告事象
A	保安規定に係わる不適合事象
	国，地方自治体へ情報提供した事象
B	国の検査に係わる不適合事象
	運転監視の強化が必要な事象
C	運転におけるヒューマンパフォーマンスに関わる事象
D	通常のメンテナンス範囲内の事象
対象外	消耗品の交換等の事象

また、公表基準については、平成14年9月以降、原子力発電所における不適切な取り扱いに対する再発防止対策の一環として、「情報公開ならびに透明性確保の徹底」について検討を重ね、平成15年11月10日に不適合事象の公表方法の見直しを発表し、11月17日より新しい以下の公表区分に応じた情報公開を行っています。

区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉の停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分	運転保守管理上，重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内，信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全，運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など